

規制改革会議
第 6 回 農林水産業 T F 議事次第

平成 21 年 7 月 30 日 (木) 10:00 ~ 13:00
永田町合同庁舎 2 階 B 会議室

[議 題]

- 「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」に係る質問事項（水産業分野）について水産庁からの説明
（議事録公開）

[出席者]

- 漁政部企画課長 徳田 正一
- 漁政部水産経営課長 太田 豊彦
- 両西部水産経営化指導室長 尾添え 幹雄
- 資源管理部管理課長 木實谷 浩史
- 資源管理部管理課資源管理推進室長 木島 利通
- 資源管理部沿岸沖合課長 長谷 成人
- 資源管理部遠洋課課長補佐 藤田 仁司
- 資源管理部国際課漁業交渉官 太田 慎吾
- 増殖推進部研究指導課課長補佐 石川 治
- 増殖推進部漁場資源課長 香川 謙二
- 増殖推進部栽培養殖課長 大角 亨
- （独）水産総合研究センター中央水産研究所資源評価部長 堀川 博史

[資 料]

- 「規制改革推進のための 3 か年計画（再改定）」に係わる質問事項（水産分野）
- 水産庁 回答 （質問 1-6 ・ 質問 7-12 ・ 質問 13）

○事務局 それでは、お時間ですので始めさせていただきます。本日は大変お忙しいところ、どうもありがとうございます。

本日は「規制改革推進のための3か年計画（再改定）」に係わる質問事項（水産分野）の御回答についてヒアリングを実施させていただきます。

本日は10時から13時までのお時間をいただいております。なお、議事については本日公開とさせていただきます。

それでは、早速ではございますが、事前にお送りした質問の①から⑥に関しまして、企画課課長、徳田様、管理課課長、木實谷様、資源管理室室長、木島様、漁場資源課課長、香川様、中央水産研究所 堀川様に御説明をお願いします。

まず、御説明をしていただいてから、その後、質疑に移らせていただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、①から御説明をお願いいたします。

○徳田課長 ①の「資源管理の在り方の見直し」のアでございます。「水産資源の保存・管理に関する諸外国の事例調査」ということで、質問内容は水産資源が国民にとって公共性のある資源であることについての周知と、その調査のことについてお尋ねでございます。

それで回答でございますが、我が国では水産基本法第2条において国連海洋法条約を引用。

○小松専門委員 通例のようにただ資料を読むのは時間ももったいないので、簡潔に説明してください。

○徳田課長 はい。

○小松専門委員 こちらも本日簡単に質問して、8月の第1週までに、もう一回、質問します。それをお盆明けの18日、19日ぐらいまでにもう一回、回答してもらいます。

○徳田課長 はい。では、ポイントだけでいいですか。

○小松専門委員 はい。

○徳田課長 まず、その周知の関係でございますけれども、基本的には水産基本法で書かれているような水産資源の適正な保存・管理という趣旨で、公共性があることについて白書、その他、PR資料について周知を行ってきていると。

また、海外調査の関係でございますが、これは現在、米国、EU等、諸外国に調査を行っているところです。調査の結果がまとまったらその公表について検討したいと考えております。

○小松専門委員 それで前段のそのPR資料において記述しているというのは、公共性がある、または国民共有の財産であるということをしちっと明記した上で公表、配布して周知徹底しているのですか。

○徳田課長 公共性という表現ではなくて、水産基本法にあるような、ここに書いてある水産資源が国民全体に供給される、する必要があるということについて周知をしているということでございます。

○小松専門委員 それでは公共性について、周知徹底していることにはなりません。それから、2番目の調査結果の公表の方法、これはどういう意味ですか。要はもうホームページでもわかるし、米国のマグナソン・スティーブンス法、漁業政策、オーストラリアの漁業法とかについては公表されているので、みんなわかるわけです。したがって、どう書いてあるか分かってなければなりません。行って聞けばもっとわかるけど、だから結果はもうわかっているはずだと思います。結果の公表方法とはどういう意味ですか。

○徳田課長 最終的にはインターネットで公表しようと思っていますが、中身がどういう形になるのか、実際、まだ在外公館を通じてやっておりますけれども、集めているところでございますので、それについてはどういう形にするかということでございます。

○小松専門委員 その在外公館に出した質問状のコピーを、今日、直ちにください。それから、これからまとめるのでしようけれども、実際にこの種の調査は文献調査ができるわけだから、それをどこまでやったのかも教えてください。

今さら在外公館に聞いていますという答えでは、この現時点では、私は対応としては遅すぎると思います。

○徳田課長 今の在外公館に出した文書は外務省からそのまま出せないと言われておりますので、項目等は出せると思いますけれども、文章自体のコピーは。

○小松専門委員 だって、私は外交交渉を10年以上に亘ってやりましたが、在外公館に漁業制度に関する質問がマル秘に類するということは聞いたことがありません。

○徳田課長 そういう外務省との関係でそういうふうになっております。

○小松専門委員 そうであれば、あそこは何か判子を押してマル秘永久とか無期限とか押してあるのか、教えてください。そんな内容の調査票であるとは到底思えないし、秘密に関することを聞くような調査をあなた方をお願いしたつもりも一つもありません。

そういう対応は私は妥当ではないと思います。こちらの方に質問内容を今日中に提出してください。

○徳田課長 私どもとして考えられるというか、出せる範囲で出すようにいたします。

○小松専門委員 質問状ぐらいは全部出せると思いますよ。質問状がマル秘だなど聞いたことがない。

はい、どうぞ。

○香川課長 よろしいですか。

○小松専門委員 はい、どうぞ。

○香川課長 済みません。質問は①のイですが、質問はT A CのA B Cの改定を行う場合に、乱獲に結び付く、要するに減らす場合に限ってやれと。A B Cが減少して保護措置を必要とする際に限るべきであるというのが御質問でございます。

これについては、当然、A B Cの算定においては直近の新規加入量を推測して出すということもありますので、もともと不確実性を持っております。そういう意味で基準改定は評価精度の向上の観点から直近のデータを加味して、実際に即したA B Cを算定しており

ます。

このために、仮にT A Cが増加した場合においても、A B Cの改定に伴ってT A Cが増加した場合においても、乱獲になるとは考えておりません。

○小松専門委員 この3番目はA B Cの範囲内でT A Cを増加させるという意味ですか。

○香川課長 いや、改定によって。

○小松専門委員 改定によってA B Cが10プラスしてもいいという場合に、T A Cを30増加させても乱獲にはつながらない。こういう意味ですか。

○香川課長 これはT A CとA B Cの関係は別の考え方がありますので、それは管理課の方のあれでしょうけれども、当然、それを極力超えないという形でお願いすることになると思います。

○小松専門委員 だから、原則としてA B Cが改定によって増加した場合には、その改定の数量に応じて、原則、その範囲内で増加させても乱獲にはつながらない。こういう解釈。

○香川課長 はい。

○小松専門委員 例えばこの改正前のA B Cが10の場合、改定して20となった。しかしT A Cは30にした。これは乱獲につながるのですか、つながらないのですか。

○香川課長 これは乱獲につながるか。私どもはA B Cと。

○小松専門委員 T A CがA B Cを大幅に超えた場合に乱獲につながるのですかと聞いているのです。

○香川課長 それは私どもが計算をして、科学的にA B Cのこの範囲でやれると。やれば資源が適正に管理されるという考え方に基づいて。

○小松専門委員 だから、私が聞いているのは大幅に超えた場合に乱獲につながるのかと聞いているのです。イエスかノーか。

○香川課長 大幅にですか。

○小松専門委員 はい。大幅に超えた場合。

○香川課長 それは程度によるのではありませんか。

○小松専門委員 大幅に超えた場合はどうなるのでしょうか。

○香川課長 大幅にですか。

○小松専門委員 はい。

○木實谷課長 それは一概には言えないでしょう。

○小松専門委員 私は、乱獲につながるとは思いますが、大幅に超えた場合でも一概には言えないのですね。話はそれでやめましょう。あなた方の考えは分かりました。それから、A B Cを資源評価の、堀川さん、これは直近年は物すごくぶれますよね。このやり方を採用している国々は、最近、主要先進国でどこがありますか。

○香川課長 A B Cの改定をですか。

○小松専門委員 いや、A B Cを資源評価の科学的な評価方法として採用している国はどこがありますか。堀川さんの方がいいのではありませんか。

○堀川氏 御質問をもう一度、お聞かせください。

○小松専門委員 A B C方式で計算して、あなた方がV P Aで計算している方法ですが、あの方式を主要な資源に資源評価、科学的な許容漁獲量水準を設定する際に採用している国はどこがありますか。

○堀川氏 アメリカの一部。

○小松専門委員 アメリカの一部とはどこですか。ニューイングランドですか。

○堀川氏 そうだと思いますが、その辺、正確な返答は後ほどさせていただきます。

○小松専門委員 だから、A B Cはやはり直近年はぶれ過ぎますね。だからもう世界の趨勢としてはこれを使わないわけです。だから新しい方策を使うという動き、またはそうなっているわけです。

去年のこの規制改革会議、年末の時点でも言いましたが、世界の資源管理の方法の動向を見ながら、特に Harvest Control Law が一般の人にはわかりやすいし、資源のぶれも少ないので、私は是非そちらの方の導入をしたらいいと思います。そこは勉強をしてください。

○香川課長 では、次はT A Cの対象資源のM S Yレベルの具体的な数字を御教示願いたいということですが、これは私どもは結論としては、古典的なM S Y水準はその資源の再生産が資源自身の密度で決まると想定しておりまして、競合とか環境は考慮されていない理念的なものでございますので、これは特定することは困難だと。

このため、現在は親魚量等の水準からB limitを設定して、これ以上の水準に維持、または回復が図れる漁獲係数を設定するという管理をしているところであります。

○小松専門委員 具体的に他資源との競合はどういう状況を想定しているのでしょうか。例えば、日本海系群のスケトウダラの場合はどういう状況ですか。

○香川課長 日本海系群のスケトウダラですか。

○小松専門委員 はい。

○香川課長 スケトウダラの場合は環境の問題だと思いますが、例えば水温が非常に上昇してしまっていて、産卵場が非常に移動しているとか、そういうことがございます。

○小松専門委員 では、スケトウダラの場合は他資源との競合はないわけですね。ないと考えられる。よろしいですか。

○堀川氏 概念的にはあると思いますけれども、そういったデータを取っているということはありません。

○小松専門委員 概念的にというのは具体的に何がありますか。

○堀川氏 種間関係です。

○小松専門委員 例えば、何ですか。

○堀川氏 例えば魚種交替とか、スケトウの例ではありませんが、魚種交替とか、そういうものの中で当然想定はされていますけれども、それはかなり多魚種管理につながる話で、現実的にはちょっとまだ難しいので、主に考えられているのは海洋環境の変化が本来は第

一に挙げられます。

○小松専門委員 では、とにかく他資源との競合については、スケトウダラの場合は現実的には考えなくてもいいという説明であると理解しました。海洋変化、海洋環境の変化については今のレジームが資源にとって低い場合、低いことを前提とした持続生産量のような計算はできるのか、そういう仮説を置いてやろうとすればできるのか、できないのかということですか。

だから、高い場合と低い場合と中間の場合とがある。それは科学者がどういう仮説を置いて、一般の人に理解を求めるかです。今のレジームの中であればこういう数字は計算できますというべきではないか。

レジームがころころころころ変わるから計算できませんという考え方と、今のレジームはこう仮定しますと。昔は海洋収容力が100あったけれども、今の時点では、当面、5年間は30か35に想定します。そういうMSYはできますか。

○堀川氏 仮定を置けば計算することはどんなことでも可能なので、要は仮定の妥当性が問われるところなのです。

○小松専門委員 そういうことですね。その仮定をやはり皆さんに、他の科学者、外国人、漁業者、一般の人たちに広く問うべきではないでしょうか。それでいきますよと。これはこういうリスクもありますよということですよ。

○香川課長 まずは定説から言えば、MSYでやるというのはもう非常に古いということが言われているわけでしょう。現在、やっているのは今の仮定の中で、今の管理の中でどう生産を維持するかということがMSYであって。

○小松専門委員 MSYでやるのが古いというのは、だれがどういう状況で言っているのでしょうか。レファレンスはありますか。

○香川課長 あります。

○小松専門委員 だから、どこにどういう状態で言っているのでしょうか。

○香川課長 これはいわゆる参考文献がいっぱいあります。

○小松専門委員 では、それを見せてください。どういうふうに古いのですか。

○香川課長 要はその他資源との競合とか海洋環境のものがたくさん、要素が多過ぎるので、こういう信頼性のあるカーブが描けないということです。だから、それをもって管理をするよりは。

○小松専門委員 カーブが描けないのとしてもBMSYは一定に想定できるわけですね。、要するにあなた方はMSYを与えるその資源量のある一定のレベルに想定するけれども、その計算はできないと言っているわけでしょう。

その場合に何を計算したらいいのか。それに近い値や、それに代わる値を、示すべきであると考えます。文献ではそれを言っているのでしょうか。

○香川課長 それは私は見ていません。

○小松専門委員 しかし、現実には国際機関とか他の国でもMSYでBMSYを計算してい

るところはありますよね。

○堀川氏 現実にあるとは思いますが。

○小松専門委員 ありますよね。だから、やれないことはないわけです。

○堀川氏 それが条約に書かれているということがあるということですね。

○小松専門委員 日本の場合はT A C法に書かれています。

○堀川氏 T A C法には書かれています。

○香川課長 それはマグロとか、そちらのことを言われているのでしょうか。

○小松専門委員 だから、それはマグロの地域機関でもあります。

○香川課長 マグロは一部あります。一部のマグロはあります。

○小松専門委員 そうですね。だから、やれないことはないのです。

○香川課長 だから、あれはそういう情報が十分集まって、そういうことでやりますという約束をしているわけです。私どもはこの資源はこんなに変動するわけだから、あのカーブは描けません。やはり信頼性のあるカーブは描けません。だから、そうではなくて別のこの Blimit でやっている。

○小松専門委員 それなら、M S Y 概念を踏まえてどういう近似値を計算したらいいと思っているのでしょうか。やはり資源は回復させなくてはならないわけで、M S Y、または M S Y に近いレベルに持っていくという目標を立てることは非常に重要なことでしょう。

○香川課長 だから、M S Y というより、私どもは幾つかの資源がありますから、次の話ですけれども、例えば最低限の Blimit です。

○小松専門委員 それはもう全然だめです。そんなもの、話になりません。

○香川課長 私は Blimit にまず持っていくことだと思っています。それが一番近い。

○小松専門委員 Blimit は漁業を始める際に必要最小限ですよ。ここに達して、漁獲が始まるのです。そこが回復目標だというようなことをやっているところはどこがありますか。どこの国のどの資源でありますか。

○香川課長 Blimit ですか。

○小松専門委員 私は Blimit が回復目標である国を聞いたことがありません。

○堀川氏 Blimit が目標だということは科学者としてのルールには書いておりません。一里塚です。ですから、当面はそこに向かうけど、それでよしというふうには書いていないのであって、Blimit 以上に持っていくと。

しかも、当然、不確実性があるので、それも予防的措置として考えるべきだというのがルールの中では書かれていると。

○小松専門委員 一里塚ですよ。一里塚の前に漁業が行われるのか、一里塚を過ぎてから行われるのか、これはもう国際的には答えは明確です。ということは二里塚、三里塚があるわけです。

M S Y が二里塚なのか三里塚なのかは別にして、科学の話であれば三里塚にしましょうか。三里塚は何でしょう。

- 香川課長 だから、一里塚は Blimit をまず。
- 小松専門委員 それはわかりました。その先は何だと言っているのです。資源が悪いものについてそんなぎりぎりの最低限の目標を決めて、ここに持っていきましょうということをやっている国はどこにあるのですか。
- 香川課長 それは本当に親魚量を維持するか、増大するかでしょう。
- 小松専門委員 だから、増大するその先の三里塚、すなわち M S Y 目標は何かと聞いているのです。
- 香川課長 とりあえず、まず維持です。親魚量の維持です。こういったものです。
- 小松専門委員 だから、Blimit は最低限なのです。Blimit 以下は国際的にはほかの研究者集団は何と言っているのですか。Blimit 以下の資源については漁獲の禁止ですよ。
- 香川課長 Blimit は何か誤解があるようですが、Blimit は別に禁止する基準ではないと思います。今のことを言っているのでしょうか、禁止ではありません。
- 小松専門委員 だから、だれがそういうことを決めたのですか。
- 香川課長 科学者で全体で決めたわけです。
- 小松専門委員 だから、日本の科学者は、それはいいですよ、世界でアメリカでもオーストラリアでもニュージーランドでも I C E S でも、Blimit を設定しているいろいろやっているのでしょう。それはどういうふうに書かれているのですか。
- 堀川氏 Blimit が言葉上、ルールでは Blimit になっていますが、一部、I C E S の方では要するに Bban と Blimit の言葉の使い方がちょっと違っているために誤解が生じているのではないかと思うのです。
- 要するに日本でいう Bban を Blimit と考えられている国もあるわけですよ。だから、その言葉尻で Blimit、Blimit という話をして余り生産的ではありませんが、要するに漁業を禁止するのは我々の世界の中では Bban と呼び、Blimit は管理措置を講じる閾値だと考えているので、Blimit から漁業を急にやめるという考え方には基づいていませんし、そういったルールになっています。
- 小松専門委員 あなた方が国際的な基準に基づいていないのでしょうか。それが問題です。
- 堀川氏 基づいていません。
- 小松専門委員 ほかの国々が全部 Blimit 以下は漁獲禁止との考え方でやっているわけです。
- 堀川氏 ただ、御存じのように、私はこのルールは小松さんも十分に関わられたルールだと理解をしています。
- 小松専門委員 けれども、だれがいつ、どのように関わっても、間違いは間違いでしょう。だから結局何年たっても日本のやり方では資源回復もしないわけです。私はそのころに Blimit が適切な回復目標だなど、一回も言ったことがない。当時からもっと A B C も T A C も削減しろと言っていたわけです。
- 香川課長 資源が悪いものはまず、ひとまず、Blimit に回復しましょうというのは当然

ではありませんか。

○小松専門委員 そうではありません。資源が悪いものでも過大な漁獲を許す口実の Blimit は不適切な数値目標です。Blimit 以下のものは、原則、漁獲禁止なのです。

○香川課長 そんなことはないでしょう。

○小松専門委員 こんなに資源状況が悪化しているのにどうしてそんなことがないと言えるのか。

○香川課長 漁業を継続しながら、資源を守るというのは当然ではありませんか。

○小松専門委員 世界の資源回復を果たした国が、みんなそうやっているときに、どうして日本がその逆を行くのか。

○香川課長 漁業は継続させるのです。Bban はわかりますよ。Bban ですごく下がれば、それは禁止だから。

○小松専門委員 だから、Bban はどこでどういうふうに定めたわけですか。あなた方が勝手に定めるのはいいけれど、日本が井の中の蛙で勝手に Bban と Blimit は違いますと言って、どこでどういうふうな通用する議論ができるのですか。こんなのは聞いたことがありません。

○香川課長 それは世界に別に、日本の 200 海里資源なのだから、別にそんな。

○小松専門委員 だから、海洋法もターゲットとカリミットは明確に言葉として使ったわけですか。それに合わせて世界各国がきちっと使っているわけですか。当然ながら、日本もそれに合わせて条約を批准しているわけだから、使うべきなのです。国際会議に出ているでしょう。

○香川課長 だれがですか。

○堀川氏 このルールについては、多分、後ほど御説明があると思いますけれども、そういった御指摘を受けて、国際的に見てどういった問題があるのかを、御意見を伺うことになっています。

○小松専門委員 それと、例えばいろんな国際機関で資源の評価をやるでしょう。それから、各国が国内でいろんなグループをつくって沿岸資源の評価をやるでしょう。そのモデルや評価基準は年々変わっているわけです。

科学者も新たなデータとか、ほかの人たちが開発したいろんなモデルを入れるわけで、学者同士の交流は必要だと思うのです。あなた方、科学者の国際会議に行っていますか。

○堀川氏 今回もそういうことで、御指摘もあって調査に予算も付きましたので、若手を送り込む予定にしております。

○小松専門委員 どこに送り込むのですか。

○堀川氏 今、とりあえず、ICES の方に牧野さん、船本君を送り込んで、まず少し状況を調べて、その後、どこに行くのが適当かをまた検討して、できれば次世代を担う若手をそういうところに送り込んでいきたいと思っております。

○小松専門委員 2 人目は何という人？

- 堀川氏 船本君。
- 小松専門委員 船本君は何をやっているの？
- 堀川氏 スケトウダラです。
- 小松専門委員 スケトウダラの何をやっているの？
- 堀川氏 当初は太平洋系群の。
- 小松専門委員 専門は何をやっているの？
- 堀川氏 専門は、資源解析。
- 小松専門委員 資源解析の数的モデルなんかをきちっと理解がわかって人？ 大学でもそれをやった、数学の専門家か？
- 堀川氏 数学の専門家ではありませんけど、スケトウダラの太平洋系群を長く、長くというか、要するに北海道でしばらく担当している有望な若手とっていますけど…
- 小松専門委員 金がないときにだれを出すかというのは非常に重要なことでね、ICESに経済が専門の牧野君を出すっていうのは間違いだと思う。やめた方がいい。
- 堀川氏 実は先行調査であって、牧野さんは別の用件で行かれるということなので、それに合わせてということなんです。
- 小松専門委員 だから、資源評価について修得するという目的は彼が行ってたって達成しない。ちゃんと数学と生物をやっていて英語が話せて、理解できる連中と、2人、パッケージにして、具体的にマサバか、マダラの資源評価をやっているときに参加させてもらうことだ、それが非常に重要だと思う。日本は、そういう努力が欠けているよ、決定的に… それももう繰り返し繰り返し行くことだ。
- 香川課長 その次はBlimitを示せということなので、何年で回復させるのかをお示し願いたいということでありましたので、Blimitの数値はここに提出したとおりであります。
- それから、期間については管理課の方であれですよ。
- 小松専門委員 今のこの22万2,000トンに対応する現在の親魚量を全部の魚種で出してください。
- 香川課長 わかりました。それはデータがあります。
- 木實谷課長 これのこと？ 管理目標につきましてはTACの設定におきまして基本計画を定めておる、その中で中期的管理方針というのを定めておりますので、それに即して決定しているところでございます。以上です。
- 澤野参考人 その方針の中に具体的に数字が書いてありますかって聞いているんですよ。何年後に。
- 木實谷課長 その前にさ、その参考人というのはどういう立場の人ですか。
- 小松専門委員 議長から任命されて、ここに参加しています。内閣府の会合として決定した人ですね。
- あなたが長官から発令されているんだろう。あなたは何の資格でいるんだというふうな質問を仮に誰かにするのと同じです。管理課長という権限だけれども、何でここにいるの

かと聞いているのと同じです。

○澤野参考人 だから、私はあなた方に聞くことはできます。

○木實谷課長 それで、何ですか？

○澤野参考人 だから、中期的管理方針には数字目標が書いてあるのですか。

○小松専門委員 まじめにやってもらいたい。質問をしているのだから。

○木實谷課長 何を言っているんだよ！

○小松専門委員 今、質問を聞いてないか。数字を書いているのかって聞いている、『何を言っているんだよ！』とは、去年もそうだけど、態度を改めながら、まじめに答えてもらいたい。

○木實谷課長 それはこっちから返したい。

○小松専門委員 対応振りを正してもらいたい。

○木實谷課長 さっきからさんざん悪態ついているのはあんたでしょう。

○小松専門委員 『悪態ついている』でどういうことだ、私はあなた方に質問をし、意見を言っているのが、悪態っていうのはどういうことだ、具体的に私の発言、質問、意見のどこが悪態だったのか、『さんざん』というのはどこをさすのか全部言ってみてもらいたい。

○本間専門委員 御質問に答えてもらいましょう。

○澤野参考人 書いてあるんですか。

○木實谷課長 いえ、今の中期的管理方針というのはいすね。その考え方が書いてあるわけです。これは水政審等の資料で示しているとおります。

○木島室長 数字は具体的には書いていません。

○澤野参考人 わかりました。

○太田漁業交渉官 次ですけれども、ヨハネスブルグ・サミットで2015年までに枯渇した資源をMSY水準まで回復させるという話ですけれども、国際的には御存じのとおり地域漁業管理機関がございすので、その中で関係国が協力して資源回復を図るためいろんな措置を議論してきております。

日本としても資源の持続的利用ということ掲げて、今後とも関係国に働きかけを行っていきたく思っております。

国際的には以上です。

○小松専門委員 EUのグリーンペーパーは読みましたか。

○太田漁業交渉官 全部じゃないですけど、読んだことはあります。

○小松専門委員 一番最近の4月付のものは。

○太田漁業交渉官 最近のやつは読んでいません。

○小松専門委員 「2030年までの回復」というものを。

○太田漁業交渉官 それは読んでいません。

○小松専門委員 あれにはもう明確にやっぱり2015年のこの資源回復目標に言及してある、具体的に。だから、いろいろ国際情勢も勉強することが大切です。日本もヨハネスブルグ

ルクサミットに参加して、これをエンドースしています。具体的に水産政策の中に盛り込んでこうしますということを書いて欲しい。

○木實谷課長 次です。マサバ太平洋系群やスケトウダラ日本海系群についてどのような回復措置を取るかという質問でございます。

MSY水準につきましては、先ほども議論がありましたとおり、理念的なものでございまして、魚種間の交替が見られる我が国周辺資源につきましては魚種系群別に個別に算出することは現実的に困難でございます。

御指摘の2系群のうちマサバ太平洋系群につきましては、「海洋生物資源の保存管理に関する基本計画」に定めます中期的管理方針におきまして、TAC管理、いわゆる資源回復計画に基づき資源の回復を図るよう管理を行うということといたしております。

それから、スケトウダラ北部日本海系群につきましても、同方針につきましてTAC管理に加えて資源回復計画に基づき、資源の減少に歯どめをかけることを目指して管理を行うというふうに行っているところでございます。

○小松専門委員 だから、何年後、いつまでにどこの親魚量レベルまで回復するという目標はないわけですね。科学者にもそれはしないのですか。

○堀川氏 一応。

○香川課長 科学者は一応しています。

○小松専門委員 ちょっと教えてくださいませんか。科学者は5年後にどこまで戻すのですか。

○香川課長 科学者は5年後、10年後に戻す線として。

○小松専門委員 だから、5年後に何トンまで親魚量を戻すのですか。

○香川課長 それは全部、大きなベースがありますから。

○小松専門委員 読んでください。

○香川課長 資料がたくさん、物すごくあるので。

○小松専門委員 けれども、マサバぐらい、マサバの太平洋系群ぐらいははっきりしているでしょう。

○木島室長 御存じのように、今、マサバは回復計画をやっています。

○小松専門委員 木島さん、回復計画は去年の暮れも少なくともマサバの回復計画については資料を出して説明してくれと頼みました。その前の年も頼んであります。もう口ではいいです。ペーパーで具体的に説明してください。

何で説明しないのですか。資源回復計画の中身がないから説明できないのか。

○香川課長 では、サバを言いましょうか。

○小松専門委員 はい。

○香川課長 サバは、勿論、さっきのこういう議論がありますけど、私どものとりあえずの目標はBlimitへの回復です。

○小松専門委員 何年後に。

○香川課長 漁獲量をそれぞれ調整すれば、5年、あるいは10年。

- 小松専門委員 Blimitは幾つでしたか。45万6,000トンですか。
- 香川課長 Blimitは45万6,000トン。
- 小松専門委員 5年後に。
- 香川課長 はい。だから、そのために漁獲量を幾らにするかということで、それはお示ししたとおりです。
- 小松専門委員 毎年毎年、それでずっとモニターしていくわけですね。
- 香川課長 そうですね。
- 小松専門委員 直線を引くわけでしょう。
- 堀川氏 直線的に。
- 小松専門委員 大体、直線的になっていきますよね。目標値を変えるわけではありませんね。
- 香川課長 目標値は固定です。
- 小松専門委員 45万6,000トンの目標値に固定して親魚量持っていくわけですね。本来は、それ以下の場合、漁獲は許可されないことが好ましい。
- 香川課長 Blimitへの回復です。
- 小松専門委員 本来であればMSY、あなた方はその計算はできないと言うけれど、近似値として通常は第三里塚があるはずで。そこは今は計算していないのですか。
- 堀川氏 第三里塚になるかどうかはわかりませんが、ABCルールに基づいてお答えをすれば、予防的な措置を。
- 小松専門委員 BのPAというものですか。バイオマスのPA。Precautionary approach。
- 堀川氏 はい。それで我々はそのBlimit以下にならない確率も計算しておりますので、要するにBlimitを下回らない高い確率を示すようなところにまで持っていきたいというのが、ルール上の考え方です。
- 小松専門委員 その際に産卵資源量は何トンですか。何万トンですか。
- 堀川氏 それはまだここには示しては、計算したわけではありませんが、考え方としてはそういう考え方になるだろうということで、まだ。
- 小松専門委員 では、計算をして教えてください。仮説を置いて、仮説は任せますから、仮説を説明してもらわなければいけない。
- 香川課長 それはちょっと困ります。
- 小松専門委員 何で困るのですか。
- 香川課長 それはまだ科学者の間でも議論をしなければいけませんし、それはちょっと出せません。
- 小松専門委員 何で行政官と議論をしないとだめなのですか。
- 香川課長 とりあえず。
- 小松専門委員 科学者が仮説を置いて計算をしてこういうものですかというのを何通りか

出せばいいだけの話でしょう。

○香川課長 それは皆さんで議論をしなければ出せません。

○小松専門委員 その後で行政官も含めて議論をすればいいでしょう。実際には何年も何年も検討している話だから、別に Blimit を超えて中長期には B P A で計算しますというのは、内部で何度もやっている話でしょう。

○香川課長 それは計算機の中でやっているだけですから、私どもがオフィシャルに出せるのは Blimit なのです。

○小松専門委員 科学者がやっていることはただ計算機の中でやっていることか。その程度のために毎年毎年、何億円もの委託費を出しているのですか。やはり科学者は中長期にはここまで資源回復を果たさなくてはならないというもとの、科学的な根拠、情報に基づいて資源評価を税金を使ってやっているわけでしょう。

それはただ計算機を回しているだけなのですか。

○香川課長 違います。だから、一定の目標をまずしましょうということです。

○小松専門委員 もう、結構です。次。

○木實谷課長 次、太平洋系群南部のヤリイカの資源回復目標について御質問です。この計画につきましては、ヤリイカを主に捕獲します沖底の漁獲量、2003 年の 212 トンから、当面、5 年間で約 470 トンまで回復させるということを目指しておりました。

その後、同計画に基づく漁獲量の削減、減船等によりまして、操業が実質、1 ヶ統のみとなって、その漁船の漁獲量が 329 トンと大きく増加しまして、1 ヶ統当たり漁獲量から見れば当初の目標を上回っている。

そのことと資源評価においてヤリイカの資源動向も増加傾向にあるということで、目標を達成したとしたわけでございます。

それから、対馬暖流系群の資源水準につきましては、いわゆる海洋環境のレジーム・シフトが大きく関係するということが示唆されておりまして、当該資源回復シナリオによりまして考えられるところでございます。

○小松専門委員 だから、1 つはもう 1 隻しかいないのに資源回復計画ということの妥当性ですね。それから、レジーム・シフトはやはり条件分けをして整理をして、その環境の中では一体どこまで、別の環境の中ではどこまでというふうにしないと、レジーム・シフトがありますからできませんというのであれば、資源評価と資源管理を放棄しているようなものです。加入量調査とか変動要因調査とかもやっているわけでしょう。

何のために予算を使っているのかということです。予算を返上するのかということです。

○木實谷課長 ヤリイカの資源回復計画は一ヶ統になったということで、これで一応終了ということになりました。

○小松専門委員 はい。

○木實谷課長 次でございます。資源回復計画で対象魚種がどのぐらい増大したのか。特にマサバについてということでございます。

一定期間にしている魚種の中で現時点で増大が見られている例として、マサバとアカガレイを挙げております。マサバ太平洋系群につきましては目標として23年度までに産卵資源量を18万トン以上ということ掲げております。現状で見ますと、15年の5万1,000トンから19年で19万3,000トンとなっております。

それから、日本海西部のアカガレイですが、14年における資源水準を指数100として、10年後に115、漁獲量では110を超すということで、平成14年漁獲量が2,935トンですから、目標は23年度で3,229トンということになるわけですがけれども、現状は19年で4,901トンとなっているところでございます。

○小松専門委員 資源回復計画で18万トン、それからTAC・ABCの方では5年後に45万6,000トンです。この差は余りにも大き過ぎますね。同じところでやっけていて、これはどういうふうに説明がつくのか。私自身は説明がつかないと思いますが。

○木島室長 回復計画自体とこの合意の部分がありますので、だから今の操業を維持しながら、休漁もその支援をしながら、できる範囲でうまくやっけていこうと。

確かにその45万トンは早期に達成することが望ましいと思っておりますが、すぐにできるものではありません。また、資源の発生状況もやはり変化します。ですから、とりあえず18万トンという線も若干低いという御批判はあると思っておりますけれども、まずそこをクリアしましょうと。

そういうことによって、実際に今はクリアしている状況にあります。その資源をもう少し、どんどん増やしていこうという取組みは今も続けております。ですから、45万トンの達成がいつになるのか、それは実際に発生状況なりを見ていかなければいけないのですが、できるだけ早い段階でやりたいと思っております。

○小松専門委員 要するに45万トンなど達成できませんよ、達成する気もありませんよ。こういうことですか。

○木島室長 そういうことではありません。

○小松専門委員 そういうふうにしか聞こえませんよ。

○木島室長 そこは時間がかかる場合もあるし。

○小松専門委員 でも、さっきの話では5年後ですよ。

○木島室長 それは5年後にできればいいですが、ただ、そういうことをするためにはやはり、例えば減船もしなければいけない。

○小松専門委員 さっきの5年後の45万6,000トンは国際的には漁獲を開始する最低レベルのBlimitですよ。

○木島室長 ですから、Blimitにすぐ達成しなければならないというのは。

○小松専門委員 我々が言っているのは、科学者も言っているのはBMSYでもBPAでもないのです。このような資源回復計画でどうするのですか。漁業者にとって一番大事なものは何ですか。

○木島室長 経営の維持です。

- 小松専門委員 違います。資源です。
 - 木島室長 経営を維持するために資源が必要なのです。
 - 小松専門委員 だから、前提は資源でしょう。
 - 木島室長 資源がなければ経営は維持できません。ただし、経営を維持するために。
 - 小松専門委員 あなたの言っている経営維持とはいつの時点の経営維持ですか。
 - 木島室長 今の経営維持。つまり、今の漁業者の、私どもは。
 - 小松専門委員 それも誤りです。もう確実に誤りです。5年後、10年後、将来、永続的に維持することが最も重要です。
 - 木島室長 規制改革会議の御意見はそうかもしれませんが。
 - 小松専門委員 これは私の意見ではありません。
 - 木島室長 ですから、規制改革会議側の意見はそうかもしれませんが。
 - 小松専門委員 だから、この意見は規制改革会議だけの意見ではありませんよ。世界のまともにやっている各国の多数の漁業者、政府の意見です。
 - 木島室長 私はそうは思っていないので。
 - 小松専門委員 思わなかったら、あなたは間違いです。すぐに勉強してあなたの誤った考えを直さなければいけませんよ。将来の漁業資源、将来の漁業をどうするのですか。
 - 木島室長 ですから、将来の漁業資源は。
 - 小松専門委員 今日のことばかり考えて。
 - 木島室長 違います。
 - 小松専門委員 幾ら言っても、あなたが間違えています。頭のマインドセットを直さない。
 - 木島室長 そういうことを言われると非常に心外です。
 - 小松専門委員 私は、あなたの誤った考えを直ちに直さないと言っているのです。
 - 木實谷課長 意見はいろいろあります。
 - 小松専門委員 誤った意見がいろいろあっても、それは、適切ではないのです。
 - 木實谷課長 その中で合意を形成しながら、こういう資源回復計画をやっているわけです。
 - 小松専門委員 それは将来こういうふうにしましょう、中長期的にこうしましょうということで、今日のことばかりやっていて、過剰漁獲ばかりになって、資源回復計画では、全然、資源回復していないではありませんか。
- 例えば今のこの漁期前調査をやって、最近の漁獲水揚げを見て、今、20年、21年は太平洋系群の産卵親魚量は幾らあるのですか。堀川さん。今、ここの18年並みの26万7,000トンあるのでしょうか。例えば現時点の2月、3月、5月とか、網を引いて漁期前調査をやっていますね。
- 堀川氏 ちょっと具体的数値は何ですけれども、産卵親魚量は最新の値では少し下がります。

○小松専門委員 どのぐらい。

○堀川氏 ももとの資料を持ってきておりませんので、正確なところは後ほどでよろしければ出します。

○小松専門委員 はい。

○香川課長 それから、サバの回復目標はさっきありましたけど、5年と10年と両方示していますから、それによって、勿論、当然、漁獲量は、ABCは数字は異なってきます。

○小松専門委員 けれども、Blimitは一里塚です。あなたは一里塚と言いましたね。それも必要最小限の数字でしょう。

○香川課長 Blimit以下になれば、いわゆる資源の削減をしなければいけない。

○小松専門委員 だから、今はずっとBlimit以下でしょう。それも大幅に下回っている。私に言わせれば、Blimit以下では漁業が、あってはならないのが原則です。

○木實谷課長 マサバの漁獲数量の把握ができないとしているのに、なぜマサバの資源回復計画が立案できるのか。こういう質問でございます。

マサバとゴマサバにつきましては、特に若齢群において判別が難しいということ。それから、市場において種別取扱いが必ずしも行われていないということで、TAC管理においてはサバ類として一括して扱っているわけでございます。

一方、資源回復計画におきましてはTAC管理のような厳密な数量管理は必要なく、市場調査等に基づく資源評価を利用しているところでございます。

○小松専門委員 これはどうして厳密な数量管理が必要ないのですか。数量管理をしないで資源管理をやっている国はあるのでしょうか。まともな先進国でやっている事例はありますか。

○木島室長 そこは例えば漁獲可能量管理は、小松さんもよく御存じのように、その数字を定めたらそれを厳格に守る。それ以下に漁獲量を抑えましょう。ですから、そのときに例えば魚種、その種が、スピーシーズがわからないということだと困るわけです。

ただ、この前も御説明したように、マサバとゴマサバともにゼロ採用、それはけしからんという話がございませけれども、ただ、現実にその判別が非常に難しい場合があり得る。あと、市場で現時点においては判別がされていない部分もある。

ですから、そういう点で、つまり法律に基づくTAC管理ということから言えば、ここはできない。ただし、当然ながら、資源の状況はかなりラフなものもございませ。何万トンぐらい、ちょっとぐらい変わってもしょうがないという部分がありますから、そこは実質。

○小松専門委員 私には幾ら聞いてもあなたの説明がわかりませせん。たぶん誰が聞いてもわからないと思ひませ。外国人と英語でしゃべっているとよくわかるのですが、あなた方と日本語でしゃべっているとよくわからない。要するに数量管理が必要ないと言ひたいのか、数量管理はしたくてもデータ不足で、またはデータを取りたくてもできない、取れなからできないと言ひたいのか、どちらですか。両方ですか。

○木島室長 両方だと思います。

○小松専門委員 数量管理の必要がないというのを、まず理由から言ってください。

○木島室長 数量が必要がないというのは、つまり数量管理ができないから、それをやろうとしても意味がない。

○小松専門委員 だから、どうしてできないのですか。また、どうしてしないのですか。

○木島室長 判別がつかないからです。

○小松専門委員 堀川さん、どの程度、判別がつかないのですか。その割にはちゃんとABC、魚種別に、系統群別に出しましたよね。

○堀川氏 そうですね。1つは若齢魚で分類しにくいという科学的な側面と、それから漁業の実態が一網、一網で別、全部混在しているかどうかはわかりませんが、水揚げ場を持ってきたときに分離せずにそのまま流通する。そういう2つの側面があると思います。

○小松専門委員 その側面があって科学者はどうして分離して、資源評価をするのでしょうか。

○堀川氏 やはり、原則としては別種であるので、当然、資源評価をするときは別にしなければいけないということなので、やむを得ず、市場調査を実施して、そこでの水揚げをサンプルを持ってきて水産試験場に委託して、種を判別して、その比率から引き伸ばしをかけて、マサバ、ゴマサバの両方を分けるということをしております。

○小松専門委員 なるほど。今の木島さんの話だと小さいもの、小さいものとはどのくらいの大きさなのかかわからないけれども、1つはどのくらいの大きさなのか。それが小さいものは全体のどのくらいのウェートを数量的にも、尾数的にも、両方あるのだろうと思うけれども、占めるのか。

それぞれ、そのわからない部分が本当にわからないのか、資源評価にどのような影響があるのか、ちょっと教えてくださいませんか。でも、結果的には何年にもわたって、そこも含めて資源評価をしているわけですよ。

○堀川氏 しています。要するに細かくやればやるほど、それだけ確からしい値が出てくると思うので、そこ随分、努力量を投入してしまっているんで、予算も限りがあるので、例えば月に何回とかということで各県に委託して比率を出しているわけですがけれども、この比はあくまでも比ですので、全く推定量なので、その辺、確からしくつくる努力はしておりますけれども、マサバは残念ながら0、1歳以上が漁獲の主体となっているわけですから、正確にやれば判別できない数量がどれくらいあるかはちょっと答えにくいのですが、0歳魚のうちの12cm、13cm以下のものについては、市場でどんどん流通する中で判別することはちょっとにはわかには難しいと思います。

そういう意味では、0歳魚のうちのかなりの量はすぐにはわからないのではないかと思います。それはサンプルを抜き出して正確にやらなければいけない。

○小松専門委員 今、そうやっているわけですか。それで推計しているわけですか。その12cm、13cm以下のものを、その比率を推計しているわけですか。

- 堀川氏 もともと、例えば太平洋の北部まき網ですと全然区別されておりませんので、その全体のををがばっと買ってきて、それからマサバ、ゴマサバに分けるということになりますので、小さいものだけ抜き出しているわけではありません。
- 小松専門委員 だから、その中に小さいものも入っているわけですね。
- 堀川氏 そういうことです。
- 小松専門委員 小さいものは念入りに、要するに分析をかける。
- 堀川氏 それは、そこまで小さくなるとほとんど価値がないし、途中で投棄されている面もあるかもしれませんので、ちょっとその辺はわかりません。
- 小松専門委員 そういう前提のもとで、一応、計算しているわけですね。
- 堀川氏 そうです。
- 小松専門委員 だから、そういう前提のもとで調べると言えば、科学者ができていることは行政官というか、その市場はできるわけですね。そう思いますか、思いませんか。
- 香川課長 その質問は科学者にするのは酷ではありませんか。
- 小松専門委員 酷ではありませんよ。
- 香川課長 今のは行政官の話でしょう。
- 小松専門委員 けれども、科学者から見てもニーズがあるのだから、あなたが答えてもらってもいいですよ。両方から聞いてもいいですよ。
- 香川課長 それは無理です。
- 小松専門委員 無理ではありませんよ。何を言っているのですか。
- 香川課長 それは科学者にとというのはだめです。
- 小松専門委員 けれども、科学者から見てそれは、現場にいつも行っているのだから、だれかが見ればできるのか、できないのか。私は漁師から聞いていると、ゴマサバとマサバの区別がつかないようなのは、北部まき網漁業の漁師でもそんなのは漁師とは言わないと言っていますよ。
- 香川課長 それは担当課から答える話であって、研究者が答えるのはおかしいですよ。
- 小松専門委員 でも、研究者がマサバ、ゴマサバを見て資源評価をやっているわけです。彼など、長い間、総括をやっているのですよ。
- 香川課長 だから、研究的にやる部分と行政的にやる部分は何かと違うわけですから。
- 小松専門委員 だから、違うなら違う意見をそれぞれから聞けばいいだけの話でしょう。そうでしょう。
- 香川課長 だから、堀川さんに。
- 小松専門委員 堀川さんに聞かないでくださいと言っているわけですから、今、あなたにそんなことを言う権限はありませんよ。何を言っているのですか。
- 本間専門委員 だから、堀川さんが答えられませんかと言えばいい話であって、それは香川さんが言う話ではないのです。
- 香川課長 それはそうかもしれませんが。

○小松専門委員 けれども、良心に基づいて答えられる、答えないは言ってください。うそをつかないように。

○本間専門委員 あと、行政の立場から金がかかるという話をしてくださればいい話です。ちょっと先へ進みましょう。

○小松専門委員 どうぞ。

○香川課長 次はどのような事例調査が行われたのか。外国の公的機関、公機関の事例調査ということで、これは、今、調査をやっているところでございます。米国、EU等に情報収集をやっているところでございます。結果についてはまだまとまっておりません。今、公電で返事が来ているという状況であります。

○小松専門委員 だから、それがいつまでに来て、さっきの話の続きだけれども、暫定的に来る国と、ゆっくり来る国と両方あると思うのです。アメリカが速いのか、逆にアメリカが遅いのか、よくわかりませんが、来た時点で、主要国、五、六か国が集まった時点で、随時、ぱっぱっとこちらに教えてください。そういうことだろうと思います。想定するような答えしか返ってこないのだから。

それから、調査のもとになる向こう側の回答も、向こうの政府がマル秘の回答をしてくるとは私は全然想定していないので、是非、そのもとの回答も添付して教えてください。私が向こうから聞いた話も、もし必要があれば、皆さんには全部、幾らでも公開します。

○香川課長 次は委託費で行われた資源調査について、科学研究期間の公平性、客観性をどのように保っているのかということでございます。

これは確かに委託で水産総合研究センターに委託してやっております。これについては、いわゆる計算については算定のための基本ルールで評価をやるとともに、センター内のクロスチェック、それから外部委員のクロスチェック、大学関係者からも意見を聞いて、それぞれ客観性を保つようにしているところでございます。

○小松専門委員 問題は保たれているのかということです。

○香川課長 客観性ですか。

○小松専門委員 そうです。狭い範囲内だけでやっているのではないのかということです。

○香川課長 それは外部のクロスチェックもありますから。

○小松専門委員 この大学関係者もどこの大学の人たちがいるのですか。東京海洋大学ですか。

○香川課長 東京海洋大学、それから三重大学などです。

○小松専門委員 みんな似たような、いつもの人ばかりですね。

○香川課長 三重大学、東京海洋大学、あともう一つは横浜国立大学です。

○小松専門委員 やはり、分野も数学、経済、生物学一般、農業経済、外国人ともう少し広くするべきです。

○澤野参考人 今も香川課長が言われましたが、やはり、委託費ということ自身が問題のある部分なのかもしれません。

○香川課長 委託費ですけれども、これは一応、国が資源調査をやるという責任を負っていますので、委託費と。

○小松専門委員 長い間、それでやってきて、言ってみれば、昔は水産研究所で何かやってきて、国の責任で一体としてやりましたということですが、資源調査に独立性を持たせるなら、やはり何か別途の組替えをして、独立調査にして、水産本省の方から介入しないというやり方で、そのやり方の方に予算も持ってきた方がいいのではないかというのがこれの趣旨なのです。

○香川課長 別にそんな介入はしていません。

○小松専門委員 しているでしょう。

○香川課長 していません。

○小松専門委員 あなたがしているのです。これは科学者が答えるようなことではありませんとか、今日も明確に介入した。

○香川課長 この数値、この評価に対して私どもがああだこうだということは言っていない。

○小松専門委員 気づかずに言っているのです。

○香川課長 言っていない。尊重しています。

○小松専門委員 香川さん、あなたは口では言っていないけれども、そうなっているのです。しょっちゅう、一緒にいるでしょう。

○香川課長 会議には参加して聞いていますが、ああしてくれ、こうしてくれ、この数字は。そんなことはしていません。

○小松専門委員 けれども、そうなっているのです。私のときもそうです。それはやはり反省しないとだめです。

○澤野参考人 規制改革会議では、公的な独立の機関を設けた方がいいということを申し上げています。

○小松専門委員 だから、ある一定の科学評価が終わった後、今度はT A C設定のプロセスというか、T A Cの勧告まではもう行政官は介入しないで、そこから先、T A C勧告を踏まえた後に、今度は社会的、経済的要因を踏まえてそのT A Cの範囲内でどの数字を選択するかとか、そういうときには行政庁、政治家、N G O、こういう人たちが入ってくればいいと思います。

○香川課長 それも後ろと関係します。

○小松専門委員 はい。次。

○香川課長 多くの職員が水産庁と水産総合研究センターの人事上、受入れ、交流があるが、科学研究機関の中立性をどう担保しているのかということです。

これはまずは水産総合研究センター自らが自己評価を行って、それを関係の独法の評価委員会で評価を受けて、更に総務省の評価委員会でやっておりますので、十分担保されていると考えております。

○小松専門委員 これは私たちの理解では答えになっていない。こういうところに聞いているから中立性が担保されているという話ではなくて、やはり私もそこの理事もやりましたが、膨大な数の人たちが網目のように張りめぐらされて、水産庁から来たり行ったりしているわけです。

そうすると、中立性ということになると、どこにその評価のA B Cの評価を求めるためにレポートを出そうと、知らず知らずのうちに確保されていないのです。だから、総務省のものも含めて、あの評価も別に中立性とか透明性の観点からというよりは、事業をいかに基準を満たしてやりましたか、やりませんかという観点でしょう。

だから、こちらの質問からすると、これは答えになっていないのです。

○香川課長 資源評価について言うと、繰り返しになりますけれども、独法でやっているわけですし、私どもは中立性は十分確保しているつもりです。

○小松専門委員 でも、残念ながらそうはなっていませんね。

○本間専門委員 それは我々が12月に評価したときに書き込めばいい話ですから、今日は承ったということ。

○小松専門委員 はい。次。

○木島室長 そうこう意見を言う話ですか。私はここで議論をする話では余りないと思います。

○香川課長 次。科学者が調査計画を立案し、漁船で調査を実施すべきと考える。水研センターにもかかる調査が存在するが、今後、どうするのかということ。

現に漁船を活用した調査とか調査船調査についてはもう既に実施をしております。漁船を使用した調査は重要だと思っております。ただ、今の予算体系の中で、予算が非常に厳しいという中でこの調査の調査船による調査をどうやってやっていくかというのはなかなか難しいのですが、できるだけやっていきたいとは思っています。

○小松専門委員 開発調査センターがやっていた方式があるでしょう。あれを科学者にきちっとライン・トランスセクトを計画させて、それで漁労長は徹底的に科学のトレーニングをして、科学者をオブザーバーとして乗せると。そういうやり方の調査も、全くサイエンス独立型と併せてやるべきだろうと思います。

ここは香川さんのところからこういうふうに答えてもらったから、是非、推進してください。

○香川課長 次は科学者と漁業者のコミュニケーション。これはオープンにしたのかと。情報をオープンにしたかということですが、これは資源評価を積み上げていく中でブロック評価会議、これは地域、それから全国評価会議を通じて漁業者には参加を広く求めていますし、意見も出していただいています。

それから、ホームページでパブリックコメントもやっておりますし、個別にも漁業者の方から要望があれば、説明会、意見交換会もやっております。そういう形でコミュニケーションを図っています。

○小松専門委員 それなのに、どうして会議の場で「科学者は信用できない」とか、「魚のことは私の方がわかっている」とか言うのでしょうか。

香川さん、どうしてだと思いますか。コミュニケーションが不足しているのではありませんか。ガスがたまっているのではありませんか。

○香川課長 勿論、意見が異なることがありますから、科学者の方は厳しい。

○小松専門委員 だから、こういうプロセスで言うておけばいいでしょう。事前に幾らでもあるでしょう。

○香川課長 漁業者の人は言うわけですよ。このプロセスでも言っているし、それで結果が自分の好むことにならない場合も必ずありますから、それも方々で言いますよ。

○小松専門委員 大体、意見はデータに基づいた、それから体験に基づいた客観的なデータ、客観的なことを言わないと「科学者は信用できない」「証拠も出さない」と言って、それから「私たちの方がよく知っている」といっても、それは漁場はよく知っているでしょうけど、広い範囲は知っているかどうかわかりませんよね。

だから、議論もやはりもっとプロセスの中で参加させるということと、議論もやはり科学プロセスなので、科学的コメントに集約させるのと、科学者の中でも若い人とか科学をわかっている人たちを業界の代弁者として入れるとか、そういうことも必要なのではないのでしょうか。

○香川課長 次は第三者の参画ということで、これはホームページでパブリックコメントを掲載して、だれでも意見を出せるということと、外国人につきましては、とりあえず9月ぐらいに外国人科学者からうちの資源評価方法について意見を聞こうと思っています。

○小松専門委員 9月のいつごろ、だれが来るのですか。

○香川課長 来るのではなくて、こちらから行くという形です。バターワースです。

○小松専門委員 バターワースのところに習いに行くのですか。

○香川課長 確か彼はC C S B Tか何かで、韓国か何かに出張で来るのです。

○小松専門委員 それで韓国に行って、そのときに聞くというわけですね。

○香川課長 そうです。

○小松専門委員 こちらに呼ばばいいでしょう。

○香川課長 物すごく忙しいようで、勿論、それはトライしていますが。

○小松専門委員 あなたも森川さんと行くのですか。

○香川課長 私はまだ予定していません。

○小松専門委員 だれがいくのですか。

○堀川氏 谷津君と桧山君と、その2人です。

○小松専門委員 わかりました。外国人を日本に呼ぶときは私にも声をかけてください。国費で呼ぶわけだから、あなた方が話した前後に私も話します。

○堀川氏 裏をとりますか。

○小松専門委員 こちらに来るなら久しぶりにバターワースに会いたいと思います。

○木實谷課長 ③の「T A C 設定の見直しについて」。「T A C 設定の厳正化」です。T A C と A B C の関係で資源の更なる悪化がこのままでは進行する。そういう認識をお持ちかという問いでございます。

A B C につきましては資源の状況、特徴を踏まえまして、その維持・回復のために複数のシナリオに基づき算定されているところでございます。可能な限り、A B C の範囲内で T A C を定めるとしているわけでございますけれども、現在の T A C 設定に資源の悪化が進行するとは考えておりません。

○小松専門委員 だから、これが問題で、今、例えばマイワシとか日本海のスケトウダラとかマダラの太平洋系群とか、どう見てもその悪化が進行、または定着しているのではありませんか。

○木島室長 マイワシは A B C の範囲内です。それから、マダラは T A C は定めておりません。あとスケトウダラは。

○小松専門委員 マダラではなくて、日本海系群のスケトウダラです。

○木島室長 スケトウダラに関しては残念ながら、A B C をこの乖離幅、乖離の幅は。

○小松専門委員 私が言っているのはマサバですね。

○木島室長 マサバも A B C の範囲内です。それから、唯一残ったスケトウダラですが、昔は言われるようになり T A C 、 A B C とかなり乖離していました。今は 1.4 倍ぐらいでしょうか、1.5 倍、1.6 倍ぐらいでしょうか、かなりその差は縮まってきていまして、A B C が若干増えても T A C は下げる方向で、今、頑張っています。

できれば、A B C と T A C は一致した方がいいと思います。ただし、今のように資源状況が非常に振れている、悪い方向に行っている中でやはり私どもとしては経営のことも考えなければいけませんので、そういう点ではもう少し時間がいただければと思っています。

○小松専門委員 だから、範囲内に設定していますという答えを聞いているわけではなくて、あなたがたの認識である『資源の悪化が進行するとは考えていません。』、こういう認識はさっき言ったようなマサバやスケトウダラなどの資源に関しては間違っている。私はそういうことを申し上げているわけです。

全然、増えないばかりか、悪化の状態が定着している。または悪化の度合いが進行している。例えばマサバの場合、こういうふうには資源が悪いのは何が原因ですか。乱獲ですか。

○堀川氏 近年から言えば、低水準に落ちた後もやはり、これはもうオープンになっているから言えると思いますが、卓越年級を潰してきた。それはもう資源回復計画の中にも書かれて、公にされているので、そういった事実があったと思います。

だから、近年の状況はやはりそういった卓越年級を潰してきたということが現状の悪化の原因だということのようです。

○木島室長 私どもは別に手をこまねいて何もしていないわけではなくて、やはりそういう事実はあるわけですから、そういう事実を漁業者の方にもお伝えをして、今ある資源を潰してしまったら、いつ卓越年級が出るかわからないから、そこはやはりゆっくり捕りま

しょう。捕り控えをしてください。

ですから、今、回復計画で休漁もしていますし、実際に2004年がかなり残しました。ですから、2007年生まれが出てきた。その2007年生まれが今年、2歳。来年は完全に親になりますので、そこについてはやはり私どもとしては今後とも回復計画でその新しく出た魚を捕り控えていく。それを親まで残すという方向で持っていきたいと思っています。

○小松専門委員 だから、その捕り控えという内容が全く具体的ではないということ。それから、そもそも捕り控えではなくて、捕ることをやめるか、禁止しなくてはならないのに、それを明確に言わないということですか。

今度、また卓越年級群が何年に出るのか知らないけれども、出ないのかもしれないけれども、結果として、地をはっているように産卵親魚量が推移しているということですか。

この間、資源回復計画に何十億使ったのですか。100億円ぐらい使っていますか。

○木島室長 現在までに50億円ぐらいです。

○小松専門委員 それで資源は全然よくなっていないばかりか、悪化していますよね。

○木島室長 私はそう思っていません。これは今、回復計画、56ですか、かなりやっておりますけれども、そのうち5年以上経過したものについては、ほとんど資源は改善が見られています。

もう一つは、県の方からもいろいろ聞いてはおりますが。

○小松専門委員 マサバの太平洋系群については、状況は改善されているのですか。

○木島室長 されていると思います。

○小松専門委員 どういうふうに。これを見て。この数字で見て。

○木島室長 つまり、ここの親魚量を見て、先ほど数字がございましたけれども、その数字がかなり増えています。ですから、そういう点からしても、一方的に、小松さんが言われるような、一方的に悪くなっていると。

○小松専門委員 私は事実を言っているのです。

○木島室長 一方的に悪くなっているということはありませんということですか。

○香川課長 資源は確かに2000年ごろはすごく悪かったのですが、今は徐々に、少しずつ増えています。勿論、増減はありますけれども、2000年ごろの最低の水準から比べるとかなり高い水準にはなっています。

○小松専門委員 それが目標ですか。

○香川課長 それは違います。別にそんなことは言っていないです。

○小松専門委員 それなら、さっき、5年後に45万6,000トンとか言っているわけでしょう。こちらに来たら今度は18万トンとか、それがまた今年になったら下がった、マサバもほとんど捕れない、そういう状況でもまだよくなってきていますと言えるのかどうか。

あなた方の評価では、そこに何十億、何百億というお金を使っておいて、目標が余りにも地べたをはったような目標ではありませんか。

○木島室長 そこはやはり認識の違いであると思います。

○小松専門委員 もう認識の違いと言うなら時間の無駄です。次。

○木實谷課長 次はズワイガニTAC設定の留保枠についての御質問でございます。ズワイの留保枠は日本海のA Bの海域がありますが、これはTACの内数として7%を留保しているものでございます。

これは漁場の変動、あるいは漁獲の状況に応じて漁期中に追加配分を行うということで、関係者間の合意でできているものでございます。

この件につきましては平成14年にズワイの許可制度が改正されまして、小底が大臣承認から除かれ、知事許可になったと。それによりまして各県の小底と大臣管理が別枠になりましたので、その枠の有効活用をするということで大臣管理と知事管理にまたがる留保枠を設定したわけでございます。関係者間で協議、合意して、7%ということで枠を設定しております。

○小松専門委員 はい。

○木實谷課長 それから、次ですが、TAC設定は系統群別に行うべきではないかということでございます。

これは昨年の「TACに係る有識者懇談会」の方に、ここに取りまとめの抜粋が載っていますけれども、系統群別のTAC管理については系群間の交流が見られて、系群ごとの増幅量の把握が難しいことから現時点では難しいと考えられるけれども、更に実態を踏まえて検討するというふうに整理されておりますので、これを踏まえて対応するというようにしております。

○小松専門委員 有識者は何か具体的に系群の交流、それからどのように検討するのかということについても具体的に示唆を出したのですか。

○木實谷課長 そこまではありません。その辺は今後、検討すると。

○小松専門委員 けれども、具体的にその想定がなくて、有識者は何かこういう勧告ができるのですか。それで、だれがこういう発言をしたのですか。

○木實谷課長 だれがというか、それは勿論、有識者会議でございますから。

○小松専門委員 具体的に1人、2人、言った人がいるでしょう。これはだれが言ったのですか。

○木實谷課長 直接、だれが発言したかはわかりませんが、最終的に取りまとめは皆さんの判断でさせていただきましたので。

○小松専門委員 だから、だれがこれを言ったのか、教えてください。それから、もう一つは、あなた方は具体的にこれはどういうことなのか、系統群、系群間の交流はどの魚種にどの程度見られるのですか。

○木島室長 その具体的な数字、例えばその資源量のうちどの程度、考慮しているのか。ここははっきり言ってわかりません。

○小松専門委員 わからないのに、交流しているというのはわかるわけですね。

○木島室長 ただ、そういうことを言われているし、実際、資源評価でも調査でもそうい

うのはわかっているのですか。どの程度、わからない。そういうことがあり得るのですか。

○堀川氏 どの程度、交流しているのかについての調査は現実にはかけていませんので、別のものという前提に立って調査をしてるということです。

○小松専門委員 科学的に見れば、答えは明快でしょう。別のものですよ。

○木島室長 ただ、そういうことが例えば実際に。

○小松専門委員 あなた方は科学者のアドバイスを聞きながら行政をやっているのですか。

○木島室長 当然、そうです。

○小松専門委員 今の話だとやっていませんね。

○木島室長 ただ、完全に分かれているということもないと思います。

○小松専門委員 だから、そんなことはいいのです。この世に完璧なものなど一つもないのです。必ず何かあります。

それなら、例えば全く系統群が小さくなってしまって、独立した、日本海と太平洋のマイワシについてはどうですか。今のマイワシの状況で系群管理はできないのですか。

○木島室長 マイワシの状況もできないと思います。

○小松専門委員 どうしてですか。

○木島室長 そこは、今、マイワシに関しましては極めて低い水準です。これは資源変動によって、特に日本海側に関してはABCも設定できない状況になっています。ですから、そういう点からすると数量を設定しても、そもそも数量を設定することができないのです。

○小松専門委員 系群間の交流はあるのでしょうか。

○木島室長 以前はありました。今もあるのかどうか、そこまで具体的にはわかりません。

○小松専門委員 あなたの知識から見て、現在、マイワシがこれだけ縮小した中で系群間の交流はあると思いますか、ないと思いますか。教えてください。

○木島室長 そこは何とも言えません。私は今、そういう知見がないので。あと、軽々にあると思うとも、ないと思うとも言えません。

○小松専門委員 私はそういうレベルの知識しかない人が管理課で担当官をやっていることは、極めて不適切だと思います。私はマイワシはできると思いますが、堀川さんはどう考えるか。科学的にどう考えますか。別に行政的にはどうでも、科学的にだけでいいです。

○堀川氏 対馬暖流の方は系群の独立性というより、もうかなり小さくなって行ってしまって、御存じのようにマイワシは大発生するときは薩南に産卵場が形成されるので、実はもう両方から、同じところから流れるので、一本になってしまうわけです。

ところが、資源が縮小すると、それぞれ小さい範囲に分布が縮小していくということなので、交流があることと系群を分けることはそんなに一致しないと思いますので、今はそうしていますが、将来はわかりません。

○小松専門委員 だから、今はできるということでしょう。

○堀川氏 分けて評価はしています。

○小松専門委員 はい。だから、答えはイエスです。次。

○木實谷課長 サンマについてT A C 35 万トンは捕り切れるのかという御質問でございます。サンマのT A Cにつきましてはここに書いてあるように、中期的管理方針に基づいてT A Cを設定しておるところでございます。

具体的には20年漁期で、A B Cが104万トンに対してT A Cが35万トン。採捕実績は31.7万トン、消化率は90%となっております。

サンマ棒受け網漁業の漁獲能力には余力があると認識しておりますので、21年もサンマ棒受け網には35万トンを配分していますが、漁獲することは十分に可能だと考えております。

○小松専門委員 だから、まき網とトロールにも許可をすべきであるとするが、御意見を伺いたいと書いてあります。

○木實谷課長 これは捕り切れないからと書かれていますが、今は捕り切れるのではないかと考えております。

○小松専門委員 要はその前段の方で、科学的には150万トンまで捕れますと言っているわけです。150万トン以上捕れるとは思いますが、とりあえず150万トン。だから、棒受けで仮に35万トンまで捕っても、それを越える部分についてはまき網とかトロールで捕れるでしょうと言っているわけです。

○木實谷課長 それについては今のところ、この中期的管理方針で受給も勘案してサンマについて設定するという事になっておりまして、それで大臣管理量が35万トンということになっているわけです。

○小松専門委員 日本はサンマ以外で、そのほかの魚種で受給を勘案している魚種はあるのでしょうか。

○木島室長 受給そのものは直接にはやってはおりませんが、やはりそこは資源の状況、それに依存している漁業者の経営状況、漁業者の意向、いろんなことを考えるとその加工・流通業者、そうしたことも考えながらやっています。

ただ、サンマの場合、資源のキャパシティー自体は実際は大きいと思います。でも、現実に我が国の需要量、これは我が国の現時点の需要量ですから、今後増えてくればそこは資源に余裕がある以上は漁獲可能量も見直していきたいと思っています。

例えば輸出が増えるとか、ニーズが増えるとか、いろいろな新たな需要が出てくれば、そこはそれに応じて考えていきたいと思っています。

○小松専門委員 需要調査はしていますか。流通・加工の経営、それから漁業者の経営。漁業者の経営というのはサンマ業界の経営ということですか。

○木島室長 違います。

○小松専門委員 全部ですね。

○木島室長 はい。それは後で出てまいりますけど、漁獲可能量を決める際には加工業者、流通業者、特にミールの方、それから、それを使っている餌屋さん、栽培、養殖業者、こうした方も全部寄っていただいて決めておりますので。

○小松専門委員 そうしたら、例えば 100 万トン、150 万トン、35 万トンの差額、これをミールとか餌屋に配った場合にどれだけ流通・加工の経営が改善されるのか、棒受け網の経営が悪化するのか、まき網にサンマを捕らせた場合に、トロールに捕らせた場合にどれだけ経営が改善されるのか、それをちょっと試算して出してください。あなた方は総合的に勘案しながらこの 35 万トンを決めたのでしょうか。

○木島室長 試算自体は全く空理空論でできているかもしれません。それはなぜかという、例えばミールの価格は御存じのように国際価格がかなり影響しますから。

○小松専門委員 そんな話はわかっていますから、私にする必要はありません。だから、それは仮定を置いてやってください。

○木島室長 そういう点で物すごい仮定になります。

○小松専門委員 いいですよ。常識に基づいた仮定を置いて。

○木島室長 ただ、それでサンマの経営が成り立つのかという話もありますけど。

○小松専門委員 勿論。だから、あなた方が経営が成り立たないという結果になるのであれば、どうぞ、そういう試算を見せてくださいと言っているのです。

○木實谷課長 そういう乱暴なものは出せないということです。

○小松専門委員 どうして乱暴なのですか。常識的な過程を置いて試算してみなさいと言っているのです。

○木實谷課長 それはちょっと無理だと思います。

○小松専門委員 どうして無理なのですか。情報があるでしょう。それなら現状のミール価格でやってみてください。私はそんなものはだれにでもできると思いますよ。次。

○木實谷課長 T A E についての質問でございます。T A E については資源回復計画を作成しまして、休漁等で漁獲量を削減しようとしている魚種について、漁獲圧力が強まる可能性の高い時期、海域等において設定するというふうに運用しておりますので、T A E のみの資源回復の効果を示すのはなかなか困難でございます。

T A E 管理のためのネットワーク・システムは構築・運用しておりますけれども、同システムにつきましては T A C 等のほかのものと一体的に運用しているところでございまして、T A C のみの算定をすることは困難でございます。

なお、システム全体については平成 15 年から 20 年まで、累計、約 15 億円となっております。

○小松専門委員 これは具体的に T A E の何を把握するためのシステムなのですか。

○木實谷課長 T A E をどれだけ使ったかです。T A E は隻日に出しています。

○小松専門委員 だから、これはどういうデータを取って、どういうモニターをしているのですか。具体的に何をやっているのですか。どう把握をしているのですか。T A E はある魚種について努力量コントロールをやっているのでしょうか。

○木實谷課長 はい。今、それを隻日を掛けたもので表示しているわけです。

○小松専門委員 何かちょっと紙に書いてくれませんか。何をやっているのか。それでシ

システムというのは何なのか。私も外国を含めていろんなシステムは相当聞いていますが、全然想定がつかないのです。

○木實谷課長 T A E 自体は御存じですね。

○小松専門委員 わかります。だから、具体的に何をやっているのですか。それでシステムというのは何ですか。

○木實谷課長 操業したか。つまり。

○木島室長 一定期間、一定海域についての。

○小松専門委員 だから、紙に書いてください。頼みます。

○木實谷課長 T A C 設定プロセスのオープン化の話でございます。これについては、現在、T A C の検討に当たりましては公開の場でございます水政審の中に加工業者、消費者も参加していただいているところでございます。

ただ、更に当会議の指摘等も踏まえて、21年度漁期からは新たに「T A C 設定に関する意見交換会」を公開、自由参加で実施していきまして、広く意見を反映させるように努めているところでございます。

○小松専門委員 でも、結果的にメンバーがアンバランスですね。漁業者が多過ぎます。それから、いろんな学者先生もいるでしょうけど、やはりもうちょっと専門分野なども散らす必要があると思います。それから、N P O などももう少し反対の意見を言うような人たちも入れるといいと思います。

○木島室長 入れる、入れないではなくて、ここはやはり自由参加ですから、当然、私どもとしては。

○木實谷課長 今のは水政審です。

○木島室長 水政審の方ですか。

○木實谷課長 水政審は加工業者、消費者を入れていきますし、意見交換会は自由参加にしていますが、自由参加で人を集めるのはなかなか難しいです。でも、そういった中でできるだけ集めるように努めております。

○小松専門委員 だから、漁業者や利害関係者に偏らないように第三者に無理にお願いしたらいいでしょう。

○事務局 今から質問⑦に移りたいのですが、ちょっと飛ばしてしまつて。

○小松専門委員 今、そちら側は質問⑦は対応できますか。

○香川課長 入替えに時間がかかります。

○小松専門委員 入替えに時間がかかる。

○香川課長 がかかります。ここのメンバーで。

○小松専門委員 では、もうこのままやってください。今、組合関係のものとか、途中でやれるならやりたいと思ったのですが、はい、どうぞ。

○事務局 済みません。そうすると、組合関係になるには質問⑦に移らなければいけないということですね。

○小松専門委員 だから、そのままでいいです。では、T A Cの方に行ってください。

○木實谷課長 T A C設定魚種の拡大についてでございます。これについては昨年の有識者懇談会でここに書いてあるような整理がなされているところでございます。現状、現時点ではこれら魚種についてT A C管理を追加、この主要なカタクチ、ホッケ、ブリ、マダラについて検討しましたけれども、これらについても、現在、T A Cを追加すべき、実施すべき必要性は低いということでございます。

今後についてもこういうものについては不断に検討してまいりましょう。こういうことでございます。

○小松専門委員 やはり、当然、こういう主要魚種は数量管理をすべきものです。生物学的にもC P U Eを超えたレベルの資源評価が行われているわけですから、今からすぐに入れても十分であると。

更にホッケについては資源が高位水準だったけれども、今、減少傾向にあると。ブリについてはやはり数量規制管理をしないと、まき網と定置の関係の漁獲がもうあつという間にアンバランスになっていって、比率を見ると定置の方の漁獲が大幅に減っていくという大問題が出てくると。

そういうこともありますので、これは日本の法律もそうだし、国際法もそうだけれども、最良の科学漁法に基づいてやりなさいとあるわけです。これらの魚種については直ちにT A C管理、T A C魚種とすべき理由を、T A C管理をすべき理由は私はそろっていると思いますし、しない理由は1つもないと思います。

では、次。

○木實谷課長 次はカツオ、クロマグロでございます。これの管理についてでございます。我が国のT A C制度については海洋法条約に基づいてやっているところでございます。カツオ、マグロといった高度回遊魚の管理につきましては、関係国が参加する国際機関で管理をするとされているところでございます。

これらの魚種については、現在、T A C管理に加える考えはございません。

○小松専門委員 だから、これを超えて、確かにこの前段半分はそうだけれども、こういう地域漁業機関があっても、それぞれの200海里内でアメリカとかオーストラリアに倣いまして、ちゃんと個別の資源管理をやりなさい、やれるでしょうと。

自分の海域に来たときにはどれだけの資源量があるのかということは、大体、わかるわけですから、やりなさいよということを言っているわけです。

特にカツオなどは緊急です。太平洋に遡上するカツオは今、やはり非常に資源状態が悪化しているという声が科学者からも、漁業者からも、特に漁業者の方が多いですけれども、多いわけで、高度回遊性魚種についても日本がやれる範囲ですぐにやるべきだろうと思います。

○木實谷課長 次、サバ類のT A Cの管理についてでございます。平成20年漁期のサバの漁獲量、これは漁期が7月、6月でございますけれども、現在、集計中でございます。現

在、6月末までの採捕量では45万2,000トンとなっております。マサバ、ゴマサバの区別はなされておられません。

そして有識者懇談会の取りまとめでは、以下のように、先ほども議論がありましたけれども、マサバ、ゴマサバについてはこういう状況にあるということで、今後入手可能なデータの活用については検討していきましょう。こういうことにしております。

○小松専門委員 スケジュールは。

○木實谷課長 これはまだ今後でございます。

○小松専門委員 やはりスケジュールを明確にしないと。科学者レベルでは、実際、サンプリング調査でこれを実施しているわけですから、すぐにでもそれを規模を拡大してできる状態にあるので、例えば今年度末までにはここまで行きますよとか、来年度末までにはここまで行きますよと。

今年度末については12cm以上のサバ、マサバ、ゴマサバについては明確に判別しますと。それはどこどこのこの8漁場以外のあとの30漁場については、例えばサンプル率10%でやりますよと。そういう具体的な提言をしてください。

○木實谷課長 今のでもいいですか。今のサバのサンプリング。

○小松専門委員 大体、いいと思います。

○木實谷課長 ここに書いてあるこのサンプルでやっていますということで。

○小松専門委員 はい。

○木實谷課長 次、JAS法で指導できないのかという話でございます。先ほど来、出ていますように、全量区別は難しいということで、現時点で市場でその区別を表示するというのを指導することは困難でございます。

○小松専門委員 けれども、市場の連中は100%わかっていますよ。

○木島室長 そうではないと思います。市場からいただいているデータ自体が区別がなされておられません。

○小松専門委員 それは、産地の漁協の職員の話でしょう。わざとしていないのではありませんか。

○木島室長 それは、わざとかどうか、その意図的なところまでは私どもはわかりません。

○小松専門委員 意図的なところをちゃんと調べてください。これはとても大事な問題です。

○木島室長 つまり、そういうことではないと思いますので。

○小松専門委員 去年も言いましたが、そういうことも含めてあなた方が適切な対応を取らないことは大事な問題になりかねませんよ。

○木島室長 判別がつかないということでした。

○小松専門委員 いろんなことを言われていますよ。ある魚種が別の魚種に変わっているとか。私はここで警告しておきます。行動をとりなさい。すぐやらない問題となった場合、これは大変なことになりますよ。

○木島室長 どの市場か教えていただければ、その市場に確かめます。

○小松専門委員 そうではなくて、教えたら確かめるのではなくて、ランダムに行って、見て、全部チェックをするのがあなた方の義務と考えます。行って漁獲統計と帳簿を見せてくれと言いなさい。

マサバとゴマサバの違いについては、基本的には市場レベル、築地市場などではもう100%わかっていますと。そういう表示は消費者レベルではもう可能ですということです。

○木實谷課長 モニタリングの強化についてでございます。数量の把握につきましては市場の水揚伝票に基づくデータを所属団体を経由して、委託先でございます漁業情報サービスセンターで集計しているところでございます。

前月分の数量を翌日10日までということで、消化率が高くなった場合はより短い期間での報告を求めておまして、迅速な把握が行われていると考えているところでございます。

海外ではそういうオブザーバーですとか市報告というふうに行われていると聞いていますけれども、これらは禁漁区の遵守状況の監視、あるいはI Q枠消化後の停泊命令確認等を目的としていると聞いておりますけれども、我が国におきましてはT A C枠の管理はI Qではなくて、漁業団体ごとに操業を管理している。

それから、漁業者は通常複数の魚種を漁獲しているということもございまして、すべての漁船について位置情報のリアルタイムの把握、監視は必要とは考えていないところでございます。

こうしたモニタリング方法につきましては、昨年の有識者懇談会でも現在の方式について客観性、コストの観点から妥当、必要な場合には現地の調査等により補完すべきとされているところでございます。

最終の漁獲データにつきましては別紙のとおりでございます。

別紙1が全体の数量、別紙2が都道府県の数量配分の件も含めた実績、別表2が都道府県、それ以外の都道府県も含めた魚種別の6月30日までに報告された分でございます。

○小松専門委員 これは2の認識というか、この書きぶりは誤りで、オーストラリア、ニュージーランド、ノルウェー、アイスランド。オーストラリアは3日以内に漁獲のデータとランディングのデータをそれぞれ照合して、全部、報告。

それから、ニュージーランドについても市場以降についてはすべてオーストラリアと同じで、こちらは即日、データが入ってきます。アイスランドについては、100トン以上の大型船については即時、漁船からデータが全部入ってきているという状況なので、調査もかけているでしょうから、もう一回、その辺を念を入れて調べてみてください。私もデータを持っていますのでお教えしたいと思います。

したがって、3以下もやはりもう一回、有識者会議でこうまとめたということですが、前提が大体崩れているので、直す必要があります。やはりT A C管理、それからI T Q管理に移行するとすれば、このI T化で即時、データを収集するというのは非常に重要で、日本の場合、これだと水産庁に上がってくるのは1.5か月後ぐらいになってしまう

わけです。

そうすると、やはり迅速・的確な漁獲管理ができないので調整枠が必要だとか、資源の悪化につながる可能性が多い方策を検討せざるを得なくなる。こういうデメリットがあると思うのです。

この点は早急に対応してもらいたいと思います。

○木實谷課長 次、マイワシについてでございます。マイワシにつきましては、現在、資源の減少に伴って漁獲量が低い水準で推移しているということ。更に漁場形成が不安定で混獲による作用のウエートが高まっているということで、一定の数量を厳格に管理することは難しいということで、都道府県の配分につきましては「若干」という配分を行っているところでございます。

「若干」配分につきましては、その管理方法につきましては現状以上に漁獲努力量を増加させないようにする。採捕の数量を前年の採捕実績程度にするようにされているわけでございます。

19年漁期につきましては、中小型まき網などでマイワシの採捕量が増加したということで、県の計画に基づいて管理の指導が行われたわけでございますけれども、定置網、あるいは混獲の漁獲が多くて抑制が困難だということで、結果としてTACを上回る漁獲となったところでございます。

なお、マイワシにつきましては、いわゆる強制規定は適用されておりませんので、採捕停止命令は実施できないところでございます。

平成20年漁期につきましては採捕量が多い12県に実態の把握等、あるいは採捕抑制の可能性などを検討いたしましたけれども、混獲による漁獲が主体ということで、また年による来遊状況の変化が極めて大きいということで、引き続き数量を配分することは困難と考えられたわけでございます。

しかしながら、今後、TACを上回ることをないように主要県におきましては数量の把握、あるいは目的採捕の自粛等を含めたマイワシの漁獲管理のための方針を定めるということにしておりまして、現在、検討が進められているところでございます。

○小松専門委員 定置などはイワシが入りますよね。入って、狭めていきますよね。金庫がある太平洋側とない日本海側とありますけれども、一定のところまで狭めていけば、後はその逃がす工夫は別に最後まで手繰で救う必要はなくて、生きている間に逃がす工夫は明確にできるわけです。

もう一つは、これは時間がかかるけれども、昔はブリ、マグロ、ソウダガツオ、結構大きいものが入っていたわけです。経営が悪くなって網目がだんだんだんだん小さくなっていったわけです。アジ、最近ではカタクチまで捕るような網目になっていったわけです。そういうところでイワシの小さいのが入っても、やはり捕ってしまうわけです。

だから、今やっているその行政の在り方、経営が悪くなってきた漁業者の体質をやはり根本的に変えていく必要があると私は思います。だから、こういうことばかり言っていて、

悪くなった、しょうがありません、何も知りません、更に資源が悪化しますと、こういうことではなくて、やはり資源回復の方策をきちっと出して、禁漁なら禁漁にして、少し大きい網目にするとか、狭める前に逃がすとか、そういうきちっとした対応を、その法律も含めてやはりきちっとつくっていく必要があるのではないかと思います。

それから、2番の後段については、だから我々が言っているように附則の7条から10条までは適用できないと。これが私は不適切だと思います。早急に該当する附則を撤廃すべきだと思います。4番のような程度ではだめだということです。

○木實谷課長 次はマイワシの漁獲についてのデータについてでございます。

○小松専門委員 木實谷さん、ここはいいです。

○木實谷課長 いいですか。はい。それでは、次。I Q方式の活用についてでございます。

I Qにつきましては、これも昨年の有識者懇談会で検討したわけでございますけれども、公的管理として一般的に導入することについては管理に多大なコストを要するという事、それから現在は漁業者団体が管理が行われているものができなくなるということで、むしろ市場が混乱するのではないかな等の課題が生じるということで、現時点では適切ではないと取りまとめられたわけでございます。

なお、漁業実態に応じたI Q方式の活用についての具体的問題については、今後、漁業者団体とも協議しながら整理をしていくということになっているところでございます。

○小松専門委員 これも、今、調査をかけているのでしょうけれども、I Q、I T Qを導入して市場が混乱した例を1つでも探してみてください。ないはずですよ。

それから、I Q、I T Qも公的管理以外でやっているケースがあるのか。私は寡聞にして知りませんが、やはり法律で決めないとだめなのです。というのはクォーター管理ですから、それも個別クォーター管理ですから、罰則とモニタリングが極めて重要なポイントです。

だから、政府や地方自治体などの公的機関が導入し、実施することが大切です。従って、『公的な方策としては導入しない。』という有識者の結論は誤りなのです。やはり公的にきちっと導入しないとだめなのです。

○木島室長 それは認識の違いです。

○小松専門委員 認識の違いではありません。あなた方はもっと勉強してください。

○木島室長 私はここはそれを議論する場ではないと思います。

○小松専門委員 議論をしたくないならしなくてもいい。どこの場でも、私はこの場で議論しますし、幾らでもしますよ。

○木島室長 時間の問題もあるのかもしれませんが、ただ、私どもとしては今の説明で。

○小松専門委員 それなら、別途、早いうちに議論をしましょうか。1時間ぐらいなら、私はあなたのところに行って幾らでもやりますよ。

○木實谷課長 でも、昨年、あれだけ時間をかけて我々としても検討済みなのです。済みなのです。

○小松専門委員 あなた方の意図では、済みでも、不足した情報、間違っただ情報に基づいて検討が行われた場合においては、直ちに改めるのにやぶさかであってはならないはずで

す。

はい、どうぞ。

○木實谷課長 小松さんもそういう知見をお持ちでしょうけれども、有識者もそれなりの人を集めて議論をしてこういう一定の結論が得られたわけですから、それはやはり尊重していただかなければなりません。

○小松専門委員 そうだけれども、ああいう人たちが1人でも外国に行って、直接、外国の漁師の話聞いてきたでしょうか。だれか行政官や科学者の話を聞いてきたでしょうか。だから、聞いてきなさいと言っているわけです。

○木實谷課長 だから、小松さんにも一度、講師をお願いしましたよね。一応、皆、意見は聞かせてくださいと。

○小松専門委員 一人ひとり、いろんな知見があって、情報量と経験に基づく比例配分でもない1人15分ずつで、あんなものは意見を聞いたうちには到底入りません。

○木實谷課長 それから、ITQ方式の検討でございます。これも同じく、昨年、有識者懇で検討した結論でございます。現在、IQ方式を実施しています日本海ベニズワイガニ、遠洋カツオ・マグロのミナミマグロにつきましては、同一漁業種類内での割当量の移動を認めることの妥当性については、今後、漁業者団体とも協議をしながら検討してまいりたいと考えております。

なお、このITQの導入につきましては、昨年の有識者懇でこの①から④という形で整理されておまして、公的管理措置として一般的に導入することは現時点では適切ではないという一定の結論を得ているところでございます。

○小松専門委員 ITQを導入しない、IQを導入しないで、このままRace for fishでいった場合、オリンピック制でいった場合、Input control だけでいった場合、どういう結末になるのか、一定のシナリオを描いてみるといいと思います。

それとの比較でどれがいいのか、外国の場合はどうして成功したのか。ITQを導入した後、資源回復を果たして、第2段階のレベルとして問題はいくつかあります。枠が高くなったとか、そういうものはあります。しかしながら、この資源回復を果たして残る残存者の経営は安定化しているわけです。それをよく見るといいと思います。

それから、割当の自由な移譲を認めることについての法的な整備はやるならやってみてください。これは2つあって、すべての人の間の自由な移譲を認める場合と、漁業者に限定する場合、漁業者の一定階層に限定する場合、いろいろ場合分けをしながら、是非、法的な、それから経済的な、資源的な、地域経済に与える影響なども分析してみてください。

○事務局 ありがとうございます。質問の①から⑥を終わります。次に質問⑦に入りますので、そのためにちょっと席替えを行いたいと思います。

(席替え、本間専門委員退室)

- 小松専門委員 では、始めましょう。
- 事務局 それでは、質問⑦から始めさせていただきます。まず、御説明いただいてから、その都度、質疑を行っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 長谷課長 簡単、簡潔にということでもいいですか。
- 事務局 はい。
- 長谷課長 漁業権の優先順位の関係ですけれども、⑦のアということで、別紙ということで、お約束していた第1四半期の間の実態調査をするということについては別紙のとおりということでまとめております。
- 2番、3番は件数ですけど、しゃべりますか。
- 小松専門委員 調査票を見せてください。どういう調査票か。
- 長谷課長 お出ししていましたが。
- 事務局 調査票。どういうアンケートを行ったのか、どういう調査を行ったのかという先方に出した調査票です。
- 長谷課長 結果のものはということですね。
- 事務局 はい。
- 長谷課長 では、調査票ですね。わかりました。ということで、次が優先順位別の免許状況ということで、これも結果の方に入っておりますので御覧いただければと思います。件数は省略させていただきます。
- 小松専門委員 都道府県別の北海道、海区別、山口。北海道、山口、福岡、鹿児島、青森。海区別にやってくれませんか。北海道を十把一からげで、例えば定置とか養殖を見てもしょうがないので、やはりオホーツク、太平洋、日本海と見たいのです。
- 長谷課長 ですから、それはまた調査票を見ていただければと思います。
- 小松専門委員 だから、調査票を見て、結果もそう分けて集計してください。
- 長谷課長 もともとがそういう設計になっていないものですから。
- 小松専門委員 では、今からやってください。
- 長谷課長 これは物すごい作業量をして整理したものですので。
- 小松専門委員 でも、北海道に海区別にどうなっているかと聞くのは、そんなに大したことではないでしょう。
- 長谷課長 言われたのは北海道。
- 小松専門委員 要するに海が幾つかあるところですよ。北海道があるでしょう。山口がありますね。山口が日本海、ひびき灘、それから瀬戸内海がありますよね。北海道は3つあります。
- 長谷課長 そういうことであれば、島根のデータはあるし、広島データはあるということで、海域別の特性を見たいということであれば、追加で。申し訳ありませんが、そういう趣旨であれば。
- 小松専門委員 やってください。

- 長谷課長 島根と広島を見ていただくとか、そういうわけにはいきませんか。
- 小松専門委員 いかないと思います。特に北海道はそういうわけには全然いかないと思います。
- 長谷課長 そういうコメントをいただいたということで。
- 小松専門委員 やってください。
- 長谷課長 その下です。漁協と実態を同じくする会社とか漁協に準ずる会社、これも趣旨がよくわからないのですが。
- 小松専門委員 私たちに聞けばよかっただけの話でしょう。どうして聞かなかったのですか。
- 長谷課長 そちらの趣旨がよくわかりません。
- 小松専門委員 だから、こんな回答をする前に我々に聞けばいいでしょう。どうして聞かないのですか。だから、漁協と実態を同じくする会社は例えば1県1漁協の場合に、それ以前は漁業協同組合ごとに定置を持っていたでしょう。それを会社組織か何かにして、その地域を代表する漁協を代表するそこにその定置の会社を設立させているでしょう。私の頭にあるのはそういうことです。
- 長谷課長 だから、それは優先順位で1番の。
- 小松専門委員 会社だけど、事実上1番でしょうと。
- 長谷課長 事実上1番ではなくて、法律上1番なのです。
- 小松専門委員 はい。だから、それを区別してくださいということです。それは全部、2でいう1番の中に入ってしまったっているわけですか。
- 長谷課長 優先順位1番が何件あると。
- 小松専門委員 だから、この158件の中に入ってしまったっているわけですか。
- 長谷課長 そうですね。だから趣旨が漁協だからということではなくて、定置の話はその地元漁民が多く参画しているものが1番ですという法律の趣旨ですから、漁協であろうが、漁民会社であろうが、それはもう1番なのです。そういうことで集計をしています。
- 小松専門委員 だから、そこを区別したかったわけですか。漁協なのか、会社なのか、外向けにはわからないわけですか。それはあなた方の説明ではわかるかもしれませんが、あなた方はよくわかっているから。1県1漁協の場合は会社になっているでしょう。そうではありませんか。
- 長谷課長 1県1漁協のようになっていて、優先順位を保とうとすれば会社組織にしていくと。
- 小松専門委員 そうです。
- 長谷課長 それは相変わらず優先順位1位ですよ。
- 小松専門委員 そうです。けれども、外向けからは会社になっているわけですか。
- 長谷課長 そうですね。外向けは会社ですね。
- 小松専門委員 だから、それを明快に、明確に普通の会社と区別したいということです。

それから、漁協に準ずるといのは、私の想定にあるのはやはり村張りのようにして発展した定置があるでしょう。どこにあるのか、日本海側などにも多いのではないかと思います。漁協とは別ですが、漁協に準ずるようにして多くの人が全部出資してつくっている会社が、要するに。

○長谷課長 結局、そういう地元漁民のものが法人であれば1番になりますという話ですから。

○小松専門委員 有限会社の場合もあるでしょうし。

○長谷課長 さっきの話と同じ話ですね。

○小松専門委員 法人もつくっていないけど、連合体としてまとまって許可を受けている場合があるでしょう。でも、対応によっては、その人たちは優先順が1番になるということにはならないでしょう。

村張りで漁協が100人いて、50人で定置の網組をつくりましたという場合は、優先順位が必ずしも1番にはならないでしょう。

○関係者 法人格を持つか、持たないか。

○小松専門委員 だから、法人格を持つケースと、持たない関係性がある。

○長谷課長 それは人格ですから、人格がなければ1番にはならないので、言われているのは同じようなことでしょう。1位は1位だけど、その中の、会社であろうが、漁協であろうが、趣旨としては同じですけどね。結局、例示としてということでしょうか。

○小松専門委員 例示。そういうものが幾つあるのか。言ってみれば、封建制というか、村社会の延長線上でそのまま維持している、会社組織になる、それから漁協統合で抛出していく。いろいろあります。

○長谷課長 地元漁民の参画度合いで優先順位を見ているという趣旨ですから。

○小松専門委員 参画度合いと、やはり法人化というか、近代化のプロセスと、2つ、ごちゃ混ぜになってくるわけです。それがどう対応が変化しているのか。これはやはり把握する必要があります。だから、網組なども有限会社るときはありますよね。

○長谷課長 有限会社化を指導しているわけです。それは法人化を指導してきたわけです。

○小松専門委員 多分、まずは会社、法人化しろと指導していたでしょう。

○長谷課長 していました。

○小松専門委員 でも、それ個人、法人です。個人、法人の範疇です。優先順位の第3カテゴリーです。

○長谷課長 だから、地元漁民の参画している優先順位の高い法人、(漁業法第16条の定置漁業の免許の優先順位における)8項法人とか6項法人のようにしていったわけですよ。その中身ですね。

○小松専門委員 中身ですね。

○長谷課長 まとめ方をちょっと検討させてください。

○小松専門委員 はい。

○長谷課長 そうすると、これも似たような話ですね。

○小松専門委員 22 ページ。

○長谷課長 22 ページです。

○小松専門委員 こういうものが、結局、やはり村社会だから個人、法人と漁協との人間関係のようなものがあるって、個人、法人が出願する前にそういう状態でなくなるケースが出ているのではないかと私は思うわけです。

そうすると、あなた方がやった調査ではこれは、こういうケースは結果的には引っかかってこないわけです。優先順位が1番にあるから、話し合いのプロセスの中で話し合いがつかないで、漁協自営でやりますということになったら、それは出しようがないですね。

○長谷課長 漁協だから1番になるのではなくて、地元の関係、地元漁民が参画すれば1位になるのです。漁協だから1位になるわけではありません。

○小松専門委員 漁協だから1番ではないのですか。

○長谷課長 違います。だから、かみ合わないのです。去年も言っていますが、漁協が1番ではないのです。地元漁民が参画している度合いが高ければ高いほど、順位が高いのです。漁協が広域化してしまうとそこが崩れてしまうから、会社をつくったりという対応も出てきているという話ですが、思想は一貫して地元漁民の参画度合いなのです。

○小松専門委員 度合いは人数で決まるわけですか。組合員が100人いるときに50人の場合、20人の場合、それで決まっていくわけですか。そういうことで決まるわけですか。

○長谷課長 率がね。

○小松専門委員 やはり、そういうケースもありますよね。昔からの網元がいる場合もあります。それは会社で1人、または2人、それで一方の漁協の方は組合員全員です。そうすると、あなた方の説明によると漁協の方が参画度合いが高い。優先順位1番ですと。こういうことになるわけですね。個人、法人で。

○長谷課長 まだ合併しないで地元漁民が参画している漁協の自営なら、1番になるでしょう。そういう話です。

○小松専門委員 それから、ずっと戦前から続いてきて、要するに漁民会社、漁業会社を持っていますよね。そこが定置を持っているケースが日本全国に幾らでもあるわけです。そこは漁業者ではあっても、組合員としては1人ないし2人ぐらいの参画なわけです。組合に関しては、そのオーナー。あとは乗り子なわけですから。

それは乗り子もカウントされるのですか。

○長谷課長 これは漁民の数ですから、漁業者だけではなくて、従事者も含めて漁民ですから、集計したデータの中でちょっと例示を考えてみます。

○小松専門委員 その場合に漁協自営と要は村の何人か、または漁業会社が出していた場合と、人数、漁民の数は当然、組合員としての漁協の方が大きいと。漁協は、漁協自営の方が組合員全体をカウントするのですか。

○長谷課長 その地区要件がありまして、組合員だからといっていいわけではありません。

だから、そこは優先順位の考え方をもう一回、わかりやすいものを出すとともに。

○小松専門委員 定置の自営をするときに、漁民の数は何を考えて出すのですか。要するにどこかのAという漁協が。

○長谷課長 そのこの網はこの浦のこの集落が、地元の漁場だとすると、その地区にいる、集落にいる世帯の、そこに世帯を持っている漁民。それは漁業者だけではなくて従事者も含めて。

○小松専門委員 その定義でやるとすごく難しいですね。

○長谷課長 それでも、長年やっているわけです。そこはもう一回、わかりやすい式を出しますし、集計データの中でわかりやすくやります。

○関係者 地元の大多数の人が参加する会社に優先的に免許されるだけです。

○小松専門委員 だから、地元の大多数の人が参画する漁協の自営にも優先順位1番ですか。

○関係者 勿論。それが漁協としてそこが構成されていればですよ。だから、広域化していけばそれは全然だめになってきて。

○小松専門委員 それは裏の話とはまた別なわけですね。

○関係者 それはもうまともな話です。

○小松専門委員 要するにどこかの軒先に、どこかの浦の先に定置をする。ところが、水揚げ地はその島なら島、半島なら半島の全体を中心地なわけです。漁協の所在地もそこです。ちょっとテクニカルですが、伝統的にその浦の先に前浜に必ずしもその浦の定置が設定されているとは限らないわけです。

○長谷課長 その漁場を長く行使している地区が優先されるという思想ですけど、あのデータも使いながら、またちょっとわかりやすく出します。

○小松専門委員 はい。

○長谷課長 22 ページの真ん中です。これも優先順位の調査ということなものですから、その運営の詳細のような話については、調査データには出てこない話ですが。

○小松専門委員 だから、やはりこういう答え方はよくありません。この質問はどのように機能してきたかなのだから、これは実際に機能していない実例が現実にあるでしょうということを聞いているわけです。

でも、これは歴史的にうちの田舎なども金華山などに出ています。そういうのは全国にいっぱいあるわけです。だから、確かにそのAという会社とか、Aという漁協がやっているわけですが、実態上は歴史的にも現在も、全くよそから来ていることが大いにあるわけです。

○長谷課長 あります。だから、そういう外部からの人でも、地区外の人も入ってやっていいという例は幾らでもあってということですね。

○小松専門委員 そうです。そういうのを見てくださいますよと言っているわけです。

○長谷課長 だから、そこが優先順位で出てくるわけです。地元ではないものが順位が下

がっているわけですから。

○小松専門委員 だから、申請する段階からそれを正直に言っていればいいけれども、そうになっていないのではありませんか。

○長谷課長 それは申請をして審査をしていくわけですから。

○小松専門委員 でも、そうはなっていないと思います。

○長谷課長 ここら辺も同じような話ですね。

○小松専門委員 これは漁協一般の話ですが、もうけますよね。いろんな販売業とか収益事業、漁協自営などでもうけた場合に、組合員に配当がありますね。

○長谷課長 運営の仕方は水協法（水産業協同組合法）の中で決まっています。

○小松専門委員 水協法で何%まで配当するのですか。出資の何%まで配当するのですか。

○関係者 8%以内だったと思います。

○小松専門委員 8%。

○関係者 8%だったと思います。

○長谷課長 そこは水協法の一般の率の中で、漁協ごとでその範囲内で還元を考えていくというだけの話だと思います。

○小松専門委員 もう一つは、その配当という制度がありながら、もうかるとどうしても漁協自営だから、どちらかというところ組合員たる漁協の事業ではなくて、漁協の事業、組織としての漁協の事業になってしまいますよね。

その場合に特別ボーナスとか、何か特別の手当てとか、例えば定置でいっぱい何かがかかった場合、マグロがかかったでも、ブリがかかったでも、サケがかかったでもいいですが、そういうときに本来であれば出資者たる漁民に対して配当を回すのが筋だろうと思うのです。

ちょっと、ちまちましているけれど、その漁協事業、自営という概念が一体どういうことかなのです。

○長谷課長 だから、そこは漁協の中の意思決定として最終的には総会の中で決める話ですし、それが地域が広がって、地域の利害とそこがずれてきたときに、漁協とは別にさっき言ったような法人をつくる。そういうことがなされているということですけど、またそこら辺がわかるものを出します。

○小松専門委員 結局、一種の会社化をした場合に、漁協自営といって1つの漁協という組織の事業が会社化した場合に、それが優先順位がほかの個人、法人と比べて高いのかと。漁民のための漁協自営ならいいけれど、その後の。

○長谷課長 そういうことですよ。

○小松専門委員 だから、そういうことの。

○長谷課長 そういうことがわかるようなね。

○小松専門委員 そういうことになればいいけど、なっていないケースもあるのではないかとっているわけですか。

○関係者 小松先生、さっき中途半端なことを言いましたが、「剰余金の配当は定款の定めるところにより、年8%以内」と水協法で定められております。

○小松専門委員 定款でね。

○関係者 はい。

○小松専門委員 はい、どうぞ。

○長谷課長 23ページです。漁業情報のオープン化ということで、これについては、そもそも漁業権については各県で漁業原簿に登録されていて、請求に応じてこれが公開されるわけですけれども、今回、ずっと議論を通じて、漁業権の位置情報については水産庁のホームページで全県について見れるようにしてあります。

それから、養殖業については特に20年度中ということで基礎的情報等をデータベース化したところということであります。

○小松専門委員 2番ですが、開けないと言っています。これは開けますか。

○関係者 開けます。

○小松専門委員 開ける。ちょっと開いて今すぐ見せてくれませんか。あなたは黙って聞いていなくていいですから、悪いけど、どこでもいいから、そこでぱっぱっと開いて持ってきてくれませんか。

○澤野参考人 これはまだ海上保安庁のリンクですか。そのままですか。

○長谷課長 そのままです。

○澤野参考人 海上保安庁のリンク。極めて使いにくい不是吗。ともかく、どんどんどんどん、一定のところを拡大して、拡大して、拡大していくか。

○長谷課長 でも、それは全国の膨大なデータが入っているわけですから、しょうがないのではありませんか。

○小松専門委員 しょうがなくはないでしょう。やはりすぐアクセスできるようにしなければ。

○長谷課長 アクセスはできます。

○小松専門委員 それなら、アクセスできる状態にしたホームページか何かをつくって、水産庁からすぐリンクできるように。

○長谷課長 ホームページから入って、出ますから。

○小松専門委員 出ないとはいいますよ。

○澤野参考人 出ます。使いづらいただけです。改善はされていくと思います。ただ、各県の持っている漁場図そのもの、原本を見れます。あれを水産庁としてデータベース化するようなことはないのですか。

○長谷課長 ないです。

○小松専門委員 何でないのですか。

○長谷課長 県の事務で、県がやっているからです。

○澤野参考人 自治事務でも原本はありますけど。

- 長谷課長 欲しければ、県に言えば出ますから。
- 小松専門委員 わざわざそんなことをやる人はいませんよ。
- 長谷課長 興味があるならやっただけであればいいので。
- 小松専門委員 何を言っているのですか。そんなもの、わざわざ行ってだれがやりますか。私たちは東京にいて見たいわけです。
- 長谷課長 郵便でできます。
- 小松専門委員 今の世の中。
- 長谷課長 だから、ホームページで開けて、関心があるところはわかるようになっていきます。更に必要であれば、県に郵送で請求すれば来ますから。
- 小松専門委員 だから、その県が持っている原本は閲覧可能なのでしょうか。
- 長谷課長 可能です。
- 小松専門委員 それなら、それをちゃんとコピーをとって、ホームページか何かをつくらせればいいでしょう。その方がよほど早い。
- 澤野参考人 それもありますが、海上保安庁のリンクのあれでは、今、ここの定置がぁいてるとか、使われていないとか、空き漁場などは確認できますか。
- 長谷課長 免許の設定の状況ですからね。ただただ行使しているというのが前提で。
- 澤野参考人 定置。
- 長谷課長 はい。定置の話はね。休業であれば休業のその別途の手続があるわけです。
- 澤野参考人 その海上保安庁のリンクのその図では、そこが休漁中だとか、そういうのはわかりませんよね。
- 長谷課長 そこまではね。
- 小松専門委員 そこがわかることが極めて有効なのです。養殖もそうです。
- 澤野参考人 幾つあいていますか、どこに幾つあいていますかというのが言われるわけです。空き漁場のあき。
- 長谷課長 言われているような空き漁場の話とはちょっと別な話だと思います。休業の届け出のようなことで出るケースはほとんどないですからね。一般論として、その漁業種類によっては漁場があいてきているとか、当然、そういう話は耳にされるでしょうけど、その話はちょっと別だと思います。
- 小松専門委員 どういうふうに別なのですか。
- 長谷課長 その定置については、定置ではないのではないのでしょうか。ワカメ養殖とか、そういう話を聴いておられるのではありませんか。
- 小松専門委員 定置もそうだし、実際、普通の権利が6つぐらいあるけれども、やっているのは1つか2つだとか、それは明快に。
- 長谷課長 季節の話もあるでしょうしね。
- 小松専門委員 季節の話もあります。けれども、季節には夏場は使っているけど、冬場は使っていないとか。

○長谷課長 期間的に免許の設定はやや余裕を持ってという話とかね。

○小松専門委員 だから、そういうのをやはり丁寧に説明すべきでしょう。季節は経営に大きく影響するわけですから。夏場のイワシ、サバ、マグロだけでは食えない場合は、やはりサケ、ブリを捕りたいと思う場合もあるわけだから、それは大きいですよ。

ただ、ここにこの定置が1つありましたといっても、大型定置がこちら側の周年とこちら側の3か月、6か月では意味が違うわけです。そういうのを全部欲しいと言っているわけです。だから、調査票をかけるときに幾らでも相談してくれればいいのです。

では、次。

○長谷課長 定置漁業の、今のはあれでしたか。

○小松専門委員 兵庫のものも。

○長谷課長 一緒ですね。定置の。

○小松専門委員 同じですね。

○長谷課長 だから、同じようにオープン化したということです。

25 ページ、許可漁業。これも指定漁業についてホームページに出しましたと。県の部分については依頼をしたということです。

○小松専門委員 それで県には依頼をして終わりですか。

○長谷課長 そうですね。

○小松専門委員 では、こちらから直接、データを出してくれと依頼するしかないですか。水産庁が依頼で終わりなら。それで依頼した結果が。

○長谷課長 情報の公開をしろという話ですからね。そういう部分に通知したと。

○小松専門委員 勿論。だから、個人情報是要らないけれども、あくまで、これは国民共有の財産を法律によって。

○長谷課長 情報をくれという話ではなくて、情報を一般に公開しろという話ですよ。

○小松専門委員 勿論。けれども、あくまで個人情報ではないのです。そういう何とかという船、だれだれの所有に係る何々をという個人情報は要らないから、こういう船名とかここに書いてあるようなことを公開してくれと言っているわけだから、私はこういうのは個人情報ではないと思います。それも法律に基づいてみんなの資源を使っているわけですから。

○長谷課長 国の事務についてはそういうことで公開いたしましたという話です。

○小松専門委員 だから、それでどういう返事が来たのか、どういう対応をしてくれているのか、そういうものまでちょっと聞いてもらったら、聞いてもらいたいですね。

○長谷課長 県はほとんどのところはもう勘弁してくださいということですよ。

○小松専門委員 何ですか。どこの県がですか。

○長谷課長 だから、必要であれば出すということですけど。

○小松専門委員 今の世の中、そんな対応はだめです。国民と県民の税金をもらって、それで国民、県民の共有の財産を使ってニーズがあれば答えますなど、そういうのは対応と

して不適切ですよ。

それはどこの県ですか。長谷さん、どこの県がそんなことを言っているのですか。

○長谷課長 オープン化ということもありまして。

○小松専門委員 言ってください。私が直接、言ってあげますから。だから、フォローアップをちゃんとしてくださいと。

○長谷課長 はい。26 ページです。省燃油操業実証事業ということですが、御存じのとおり、去年の燃油高騰に対応して対応いたしましたということです。2 番です。6 月末時点で2万4,000 隻が事業継続中ということでありまして、燃油使用料の10%以上削減ということで取組中ということです。

3 番。漁業構造改革総合対策事業。これについては4 番です。8 件の実証事業をやっていますと。まだ継続中ということですが、省人化、省エネ化等のコスト削減効果が見られておりますし、期待しております。

資源回復計画については、14 年度から20 年度までに国費47 億円ということです。

6 番。次のページですが、例えばということでマサバの太平洋系群の産卵親魚量の増加ですとか、日本海西部のアカガレイの漁獲量の増加というようなものが見られているということでもあります。

○小松専門委員 これはもう何度も、さっきも議論をしたところですが、5 番、関連して6 番については、一体、これだけの税金を使ってどれくらいの客観的な効果が見られたのかということ、やはりきちっと出してもらいやすいですね。

それが出ているとは思えないし、思えないではなくて出ていないわけです。勿論、資源回復計画についてはこういう計画内容でだれが参画して、いつからやっていて、どういう科学評価になっていて、それを達成しているのかしていないのか。結果的にこの47 億円がどんな魚種に、多分、3 分の2 程度はマサバの太平洋系群の資源回復計画に使われているのだらうと思いますけれども、結局、だれにどのように具体的にお金が行って、どう処理されているのか、モニターされて報告されているのか。そういうものもやはり国民によくわかるように透明性を担保してもらいたいですよね。

○長谷課長 28 ページです。回答の方、資源回復の取組みですとか、省エネ・省コストの取組み、産地販売力の強化、漁業共済の上乗せ措置ということで、支援策をやっておりますという話です。

I T Q 方式についてはさっきも1 部でやっていた話でしょうか、同じようなことが書いてあると思います。

○木島室長 基本的に同じです。

○長谷課長 はい。

○小松専門委員 2 番の「資源状況の改善にはむしろ好ましくない影響を及ぼす恐れがあるという問題がある」というのは、具体的にだれがどのような場で言っていたのか、または書いていたのか、これを教えてください。

それから、「ニュージーランド、豪州においては、両国政府が出しているレポートによれば」というのは、具体的にどのレポートなのか。「多くの魚種で」というのはどの魚種で過剰漁獲や資源状況の悪化が見られているのか。これも教えてください。

それから、管理コストがどのくらいかかって、虚偽報告というのは一体何なのか。漁獲物の投棄はゼロではないと思いますけど、日本より格段に少ないでしょう。それがどのように派生しているのか。

ニュージーランドも相当、ディスカード、ダンピングが減りましたけれども、別の問題があります。投棄しないがためにその罰金を払う額が急速に伸びていったとか、罰金というか、Deemed valueですが、いろんな問題がありますけれども、管理の実効性に対して今のやり方が根本のフレームワークについて疑義を呈されているということは、そういう話は私は漁業者も行政官も科学者も、1人からも聞いていないのです。

TACの設定とか、やはり枠が高くなるとか、もっと取締りを強化しましょうとか、いろいろ問題があるというのは聞いています。日本に比べれば格段に小さいし、以前に比べれば少なくなってきましたが、投棄もあるのです。全部、具体的にこの文言、私から言わせれば、この2は全体が非常に不適切で誤りが多い表現だと思いますけれども、具体的にレファレンスを入れて書いてください。

○木島室長 わかりました。

○小松専門委員 これをこのまま翻訳して両国政府に見せるなら、是非、見せてやってください。

○木島室長 具体的な裏付けというか、それは資料がございますので、そこについてはお示ししたいと思います。

○小松専門委員 私から言わせれば、それは多分、裏付けにはなり得ないと思うけれども、とりあえず見せてください。

○長谷課長 29 ページです。イ。上の方は対策については同じようなことが書いてあって、水産業の体質強化を図ることが重要ということで書いてあります。

下のマグロの話ですが、説明しますか。I C C A Tでクロマグロ漁獲可能量を3割削減、W C P F Cでメバチの3割削減、それぞれ合意ということですが、いずれも延縄漁業のみならずまき網漁業に対する措置と。これらの保存管理措置を確実に履行することによって、回復を図ることになりますけれども、具体的な実施方法は各国に委ねられていると。

我が国としてはカツオを主漁獲対象とするまき網漁業ではこの保存管理措置に基づくメバチ漁獲量管理を実施し、マグロを対象とする延縄漁業については国内の関係業界の要望を踏まえた上で減船を実施ということであります。

○小松専門委員 まき網は試験操業許可で760トン型でしたか、あれを今、何隻つくったのですか。

○関係者 3隻を上限にしていまして、今、動いているのは1隻です。あとの2隻はまだ建造中です。

- 小松専門委員 動いている1隻はどここの船ですか。
- 関係者 静岡県の福一漁業です。
- 小松専門委員 あと2隻はどこどこですか。
- 関係者 あと予定されているのは、極洋水産と大洋エーアンドエフです。
- 長谷課長 エーアンドエフは昨日、竣工しました。
- 小松専門委員 後は、その後の予定は。
- 関係者 それはまだ。3隻は試験操業なので、あくまでもその間にメバチの本格化への取組みをやっていただいて、その後、制度化するかどうかを検証することになっています。
- 小松専門委員 その太平洋でのW C P F Cでもまき網も含めて削減措置が決まりましたよね。
- 関係者 はい。
- 小松専門委員 それとの整合性はどうか説明しているのですか。それから、一方で国費を使いながら延縄船は減船していて、同じカツオ・マグロを捕るまき網船を試験操業とはいえず、その許可を出して漁獲能力を増大させている。これはどう説明しますか。
- 関係者 あくまでも、今回の漁獲合意につきましてはメバチの漁獲量を削減すると。御承知のように日本の海まき船につきましてはその対象が特に太平洋はカツオでございますので、実際に混獲されるメバチの小型魚をどうやって減らすかということが課題だと考えていまして、今、それをどうやって減らすかというのは水研センターにも御協力をいただきながら取組みを進めているというのが実情です。
- 小松専門委員 メバチの混獲率は太平洋とインド洋でそれぞれ幾らですか。
- 関係者 メバチは小松委員の方がよく御存じかもしれませんが、インド洋につきましては、確かにインド洋が高うございまして、3割から4割の間ぐらいです。太平洋につきましては全体の海まき船二十数万トンぐらいのうち、大体、メバチの数量にしますと5,000トン、6,000トンぐらいの数字です。
- 小松専門委員 そんなに低いですか。
- 関係者 日本漁船につきましてはかなりの水揚げ港で選別していますから、ちゃんとしたデータが、そういう数字がありますけど、外国船については余り正確なデータがないものですから、そこはちゃんとやりなさいということを国際交渉で求めていく。これが我々のスタンスでございます。
- 小松専門委員 キハダの混獲率はどうなっていますか。キハダはすぐやってきますよね。
- 関係者 キハダは両方ございまして、まき網におきましてはメバチの小型魚と一緒に捕れる部分と、あとその群れ、大きな群れで大きな魚を表層で群れをなしているもの巻く部分もございまして、単純にメバチの小型魚と同じ位置付けにはできないと思います。
- ですから、キハダについて同様の削減措置ということになれば、かなりまき網において漁獲量制限をどうするかという話を検討せざるを得なくなるだろうと。
- 小松専門委員 早晚、そうなりますね。

○関係者 はい。そこはこれから。

○小松専門委員 太平洋における魚種の漁獲率は平均的に大体 28% ぐらいです。インド洋はあなたが言っているように 4 割です。だから今度の大型船で、あなたは今、5,000 トンと言ったけれども、非常に甘い数字で、そんなところで済むわけがない。済んでいるわけがないわけです。

もしかすると今度は、たったそれだけのレポートしかないのであるとすれば、日本船の漁獲データを本当にチェックしないとだめですよ。国際信用にもかかわるかもしれないわけで、やはり今度のこのケースは、今度、私はオーストラリア、ニュージーランドを回ってきたけれど、一方で漁獲努力量を削減しながら、一方で増やしている。日本政府がやっているのはちぐはぐだと言っていました。

やはり、台湾船などは便宜置籍船も含めてもうまき網船をつくっているわけです。大分伸ばしたでしょう。

○関係者 はい。

○小松専門委員 それと同じような歩調ですよ。だから、これは政府の対応としては本当は漁獲削減の方に行くべきなのです。やるなら、被代船を潰しながらやっていくとか、そういう方策だっただろうと思います。

○関係者 ただ、今回の 3 隻につきましては、あくまでも既存の許可船を使わなくするというものの代船としてしか位置付けていないので、35 隻を増やすということではありません。

○小松専門委員 では、35 隻のままですか。

○関係者 はい。

○小松専門委員 それもおかしな話ですね。漁獲能力が全然違うでしょう。漁獲の能力が増大しました。それから、倉庫の容積も違うでしょう。

では、次。お願いします。

○長谷課長 漁獲能力の調整については指定漁業のみ、ましてやまき網、底びきだけで行うということではなくて、関係する漁業者全体で取り組むというのが基本になるものだから、必要に応じて資源回復計画などを定めていると。

あとは、国際資源については今出たような国際減船などをやっていますが、あと、まき網、沖底については 5 年に 1 回の一斉更新というもので対応しているということです。

○小松専門委員 もう、30 ページは何度も言いましたね。いいです。後でまたまとめてください。

○長谷課長 31 ページです。いいですか。

○大角課長 養殖技術の方の話ですが、当課としては一定のトピックについてやっているわけですが、今は飼料の安定確保に向けて魚粉をいかに減らすかという研究をしています。また、水研センターが中心になり、技会の予算で公募によって選定されたテーマについて、それをそれぞれのテーマごとに 3 年なり 4 年の計画の中で、産学官の連携を

図りながら、研究しているというところです。

リスク対策とございましたけれども、不慮の事故等への補填として、御承知のとおりですが、災害補償制度がございますので、昨今の国会の方においても改正させていただきまして、養殖共済についても対象となるものを増やしたという形になっておるところでございます。

○小松専門委員 女川のギンザケなどはアメリカなどでよく問題になっている、逃げるといふか、エスケープメントのようなものはないのですか。あれは今度、天然と交わるのです。そういうのは聞いたことはありませんか。

○大角課長 すみませんが、承知していません。

○小松専門委員 何か日本はよくわかりませんね。情報がね。はい、いいです。

○太田課長 32 ページでございます。近代化資金についての人数や意向の調査につきましては、現在、アンケートについて検討しておりまして、もう少し時間をいただきたいということでございます。

○小松専門委員 いつまでですか。

○太田課長 具体的なスケジュールはできていないのですが、めどとしては9月中旬に設計を終えたいと考えております。

○小松専門委員 9月中旬に。

○太田課長 設計を終えたいと。

○小松専門委員 設計を終えて、要するにどういうアンケートをするかですね。いつまでに回収するのですか。

○太田課長 それも含めて9月中旬に設計を終えたいというスケジュールです。

○小松専門委員 では、9月中旬にはいつまでに回収するかも教えてください。9月中旬に終える前に、設計の段階で9月中旬には終えたいということですがけれども、終えるという話を完結といふか、終わるのは要するにその前ですよ。それをいつまでに回収するかというのも、その前にわかるはずですよ。

もうちょっと時間がかかればわかるわけですね。9月前には教えてください。こういうことです。いいですか。

○太田課長 9月中旬に設計を終えたいということですので、9月中旬にお教えしたいと。

○小松専門委員 はい。では、それでも結構です。

○長谷課長 33 ページです。漁業権の性格なり趣旨なりをきちっと周知しなさいということですがけれども、これはしますということです。

○小松専門委員 それで長谷さんもよくわかっているけれども、私はまた田舎、田舎というのは自分の田舎ということではなくて、3か所ほど行ったのです。そうすると漁業協同組合、町、村、あと警察、3つぐらいの連名、ないしは漁協の単名で「アワビは捕ってはなりません」「アワビ、サザエは捕ってはなりません」「ここでは遊泳禁止です」「スキューバダイビングは禁止です」というのが書いてあるのですが、私は海水浴に行こうと思

って行ったのですが、あれを見ただけで何かがっかりしますね。

要はアワビもサザエも触ってもだめだ、1個も捕ってはいけない。あれはこういうことなのではないでしょうか。そうとれるのですが。

○長谷課長 漁業権侵害にならないようにということで看板を立てているのだと思います。

○小松専門委員 でも、1個2個捕るのが漁業権侵害になりますか。要は暴力団のようなケースがあるでしょう。あれはよくわかるわけです。

○長谷課長 そういう議論はあるでしょうけど、みんなが1つずつ捕っていったら大変なことになりますしという話がありまして、地元の対応として一生懸命やっているのだと思います。

○小松専門委員 だから、1つずつ捕らせるだけではなくて、10個ぐらい捕らせている国も地域もあるわけです。やはりそれはカスタマリーとかレジャーの範囲内でやらせている国もあるわけです。観光客が行くわけですよ。

もっとも、その前提として日本の場合はやはり資源を回復しないと、1個、2個を捕らせるということにもいかないでしょうけど、だれが乱獲したのかとも言いたいけれども、その「捕ってはだめだ」のほかに「遊泳してはだめだ」があるわけです。ウェットジャケットを着用して遊泳してはだめだとか、だからそれは一定の想定をやっているわけでしょうけど、やはりもうちょっとわかりやすく、漁協が言えるところはここまですとか、所有権はないわけですから、ある人が1つだけ捕ったところで、漁業が。

○長谷課長 ケース・バイ・ケースが。

○小松専門委員 ケース・バイ・ケースではないです。全国どこでも禁止、禁止です。

○長谷課長 警察とか役場とも相談しながら、その現場で起こっていることに対処するべく、むしろ水泳は大丈夫だと思いますが。

○小松専門委員 これは重要問題です。学校の先生が子どもたちを連れて行って海浜学校をしたいのも全部禁止。海洋国家なのに、もう面倒くさいから学校も行かないと。この漁業権の乱用が過ぎますよ。本当に後継者がいなくなりますよ。

○木實谷課長 外国漁船の建造受注についてということでございます。外国漁船を建造するに当たりまして、漁船法におきましては日本船舶が対象になっておりますので、建造許可等の法的な規制はございません。

建造した漁船の輸出に当たりましては外為法に基づき、経済産業大臣の承認が必要となっております。経済産業大臣の承認に際しては水産庁において国際協定等に基づく漁業秩序維持、有用資源の保護等の観点から輸出の是非について審査を行っているところでございます。

○徳田課長 総トン数制度の見直しの方でございますが、全体の総トン数と隻数の関係で許認可をしております。総トン数以外の努力の規制としてはいろいろなもので、漁獲能力による基準が考えられますが、そういう漁獲能力を個別に規制することとなりますと複雑な規制となって、漁業者にそうすることが難しいと思いますので、総トン数による規制に

よる運用が困難となると考えております。

○小松専門委員 前段は外国はもう国を超えてやりとりをしていますね。アイスランド船がノルウェーに来たり、アメリカ船がニュージーランドに来てみたり、どこでしたか、日本のイカ釣り船を延縄船に使うとか、そんなことを言っていた国が、今はちょっと思い出せませんが、ニュージーランドか豪州でありましたね。

だから、やはり我々も性能・機能に優れているノルウェー船、マルチの装備もあるわけですから、こういうものも、もう解禁されてしかるべきですよ。

それから、総トン数規制は単純に魚倉能力か何かに限定するのが1つの時代でしょう。そう思います。あとのものは魚倉能力か何かにしてつくりたいようにつくらせるということではないかと思えます。だから、あとは我々が前から言っているように、ITQ、IQと組み合わせて投資家の判断に委ねる。そんなことでしょう。

○事務局 ありがとうございます。ここまでで12番目の質問を終わらして、13番に入る前にちょっと席替えをします。

ありがとうございました。

(席替え)

○小松専門委員 よろしくお願ひします。

○太田課長 では、35ページから行きます。長いのでかいつまんで申しますと、質問が4点ありまして。

○小松専門委員 太田さん、本当にポイントだけでいいですから。

○太田課長 はい。組合員資格審査の実施状況ということで、年1回以上の資格審査を実施することにしております。そのやり方は水揚げの仕切り書などによって漁業を営む日数を把握する。こうしたことを基本としております。

改善措置が2点目でございます、それは水協法に基づいて報告を求め、あるいは命令を発するということができることになっております。

福岡県の件でございますけれども、常例検査において違法状態といいますか、解散事由に該当することがありましたので解散届の提出を指導したら拒否をされて、訴訟になっている漁協の例、あるいは解散命令が発せられた例がございます。

福岡県以外ということ言えば、三重県において解散することとなった事例がございます。

○小松専門委員 3点、質問があります。1点はパラグラフ2ですが、必要な措置、業務改善命令を命じることができるのはだれですか。水産庁ですか。農林水産大臣ですか。

○太田課長 行政庁です。

○小松専門委員 ということは水産庁ですね。

○太田課長 水産庁と都道府県です。

○小松専門委員 都道府県。水産庁は実際にこの命令を発したことはありますか。

○尾添室長 今のところないと思います。

○小松専門委員 ないですか。

○太田課長 ないと思いますが、基本的に単協がこういうことが起きて、単協の場合の行政庁はほとんどは都道府県です。

○小松専門委員 それから、3番目も大体似たようなことですが、福岡県が解散命令を出しましたけれども、やはりこれ自身が水協法に基づく組合員資格の問題とか、組合員の定数の問題とリンクしていますよね。

それから、多分、もう一つは、新聞情報によれば、やはりリンクしているのは漁業権です。漁業権を保持したいがために、組合を解散させられてしまうと漁業権、特に特定区画でしょう、組合管理ですから、それがなくなってしまうということですが、そういう意味からすればこれは行政庁としての法律事項ですから、水産庁の関与は私は非常に重要であったと思いますが、どの程度、どのくらい、どういう内容について福岡県と相談しながらやりましたか。

それから、第3問はこの三重県の場合については、今、水産庁はどのような取組みをされていますか。

○太田課長 三重県につきましては解散しておりますので、特に何かする必要はないだろうと思います。

○小松専門委員 水産庁から特段のアクションは何もとったことはなかったわけですね。

○太田課長 個別にその法律の運用についての相談がよくありますので、そういう点での担当者レベルでの相談はあったと思います。ただ、法律に基づいて粛々と適正に行政が行われておりますので、特段のことをする必要は、例えば県に対して地方自治法に基づいて何か求めるということはないし、なかったと思います。

福岡県についても同様で、法律に基づいた漁協の在り方の適正化が行われておりますので、一般的に組合員資格は厳しく審査するというふうに、今、動いておりますので、それについてのこういう運用をしてくださという説明会などはやっておりますし、それに基づいて個別に相談があった場合には相談に乗るということはありませんけれども、福岡県あてにこういうことをしてくださという正式な指導・要請はないです。

○小松専門委員 はい。

○太田課長 欠損金でございます。まず、1つが欠損金の解消のための国費の投入状況でございます。欠損金処理のために漁協経営改革支援資金を20年度に創設をしております。それに基づく融資実績が20年度において3件、10億円。これにかかる利子助成が国費の投入でございます。それが450万円というものでございます。

このほか、漁協系統の改革をするために、漁協経営改革支援資金につながる経営改善計画の策定ということで12件行われたということでございます。

欠損金の解消が行われなかった理由が大口取引先の倒産であったり、過剰投資、自営漁業の保身というようなことで、経営が悪化したということがあろうかと思っております。

それで全漁連を中心にして21年度までを集中取組期間と定めまして、要改善JFに対して改善計画の策定実行を強力に指導するという取組みをしているところでございます。

それから、3番目の改善計画の進捗状況ということでございますけれども、始まったばかりでございまして、まだ進捗状況がわかっている段階ではないということでございます。

○小松専門委員 1番のこの金額の推移を見ると、結構、欠損金が減っています。15年から見ると80億円ぐらいですか。そうすると、これはもともとその80億円の原資、内訳はどんなものですか。

○尾添室長 それはどういう意味でしょうか。

○太田課長 どうして減ったかということですか。

○小松専門委員 だから、どこかから資金補填をされたとか、それから欠損金で税法上、損失、その償却が認められたとか、その80億円が一体どういう根拠なのか。どこからお金が降って湧いたのか。どこの部分を借金を棒引きにされたのか。

○太田課長 今、そういう分析が手元にありませんので。

○尾添室長 具体的にはできていないと思います。数字としてはとらえていますが、結局、その取扱高、いわゆる収支があって、そういう科目別で見えていって最終的に欠損金になっていますので、そういう統計はつくっていますが、今、小松委員が言われたような分析は、どこかからそういうものが投入されたという具体的なものが必要になってくると思いますけれども、それについてはありません。

○小松専門委員 これは、欠損金というのは繰越欠損金のことでしょう。

○尾添室長 繰越欠損金です。

○小松専門委員 だから、当然のことながら、どこかから入ってこなくてはいけないわけです。

○尾添室長 経営が改善してもいいですし。

○小松専門委員 でも、経営が改善しているなどというのは到底、私の常識ですけど、あり得ない、ほとんどあり得ない中でどこかから来るか、要は税金も含めて棒引きにしてもらうかしかないはずなのです。そこのところをやはり定性分析、定量分析、両方必要だろうと思います。

○尾添室長 そこまでのことは、多分、部分的に。小松委員のおっしゃるのが全体的な像だと思うのですが、部分的によくなっている漁協もあります。

○小松専門委員 では、なおさら悪いところはどういうふうにしたのかということですか。

○尾添室長 悪いところはそのままの欠損金を抱えているところがあるかもしれませんが、漁協の経営努力もあり、いつまでも欠損金を抱えているわけにはいかないと思いますので、そういうのは分析はしていません。

○小松専門委員 分析をする必要がありますね。私はずっと合併とか漁協の経理を見ると、収入見通しがほとんど甘いのです。ないから甘いのです。支出削減だけなのです。それも人件費とか支所の統合とかです。

収入は何も。資源が悪化している。それから販売戦略も変えなければならないのに、ほとんどのケースがそれに対応して何も組み立てられていないのです。ゼロとは言いませんが、ほとんどゼロに近い。だから、経営努力が本当に本質的なところでされているのか、されていないのかと言え、私はされていないと思います。

首切りばかりです。これは首切りと何かスリム化ばかりです。これではやはり漁協の体質として弱くなって、合併反対だとか、合理化反対だとか、そういう声になりますよね。実際、そういう声を聞きます。

だから、やはり一番大事な分析が要るのではないのでしょうか。そのためには本当に資源の回復ですよ。資源と業界の回復。特に資源の回復です。協同組合課の方から、今日は前段の方でTACとかABCの話もしましたが、ああいうところの方に介入しなければだめです。

あんなことをやっていて、補助金漬けにして資源回復計画でやっていて、あれは経営が悪化するだけです。補助金をもらったばかりに、支払いがかさみ、魚は一つも増えていないのですから。これは悪循環ですね。

もう一つは、今度は将来の話ですけど、頻りに言われるのは農中がその膨大な一兆幾らかの評価損失のために3分の1目減りすれば、そこに漁協、農協が出資すると聞いています。

具体的に何をどのぐらいやるのですか。各単協がやるのでしょうか。県漁連、要するに県の信漁連がやるのですか。これはどうやるのでしょうか。

○尾添室長 会員で、全漁連、信漁連、漁連、漁協等です。そういう会員が出します。

○小松専門委員 出すのですか。

○尾添室長 出します。

○小松専門委員 こんなに欠損金を抱えていて、そんな余裕があるのですか。

○尾添室長 これは漁協の欠損金ですから。基本的に信用事業をやっている漁協については、それなりの収益を上げていると理解をしております。

○小松専門委員 でも、そういうものがあつたら、信漁連でも組合員にむしろ先に還付するのではありませんか。信漁連、それから信漁連の会員とか、信漁連の会員たる組合に配るべきものではありませんか。

○太田課長 それはそれぞれの組織の決め事です。

○小松専門委員 だから、もともと、この末端の方の漁協は欠損金を抱えていますものね。私からすると不適切な判断をしているのではないかと思います。運用を失敗した本体の方に金を吸い上げられるのか、末端の方がまだ借金を抱えているからこちらの方に出すのか。

○尾添室長 そこは漁連なり、信漁連なり、そういうことについては総会等で十分話し合いをされている。

○小松専門委員 されているとは到底思えませんし、したから良い結果になるとも思えま

せん。

○太田課長 手続を経ている。

○小松専門委員 手続だけですか。手続で、中身の不十分さは補充されるとは思えません。

○太田課長 37 ページでございます。燃油が割高であるということでございますけれども、個々の漁協における供給価格はそれぞれ理事会や総会で決められた規約等に基づいて、組合員の了解を得て定められている実態にあります。

ありますけれども、こちらの方での把握はいたしておりません。

それから、不公正な取引方法ということにつきましては、漁協といえども独占禁止法の適用除外となっておりますので、そのような取引が行われぬように厳しくチェックをするということになっておりまして、公正取引委員会と連携を図りながら対応をしていくように指導をすることとしております。

仮に不公正な取引方法を用いた取引が行われた場合には、独禁法に基づく排除命令が発せられることが想定されます。そのような場合には水協法に基づいた法令違反による改善命令を出せますので、必要な措置を講じることとしております。

○小松専門委員 どこか事例的でもいいから、調べてもらった方がいいと思います。よく苦情を聞きます。高い。それから、やはり手続を踏んでいるということと、それが田舎のボスがいる漁協の中で皆さんの意見をちゃんと反映しながら決められているかということとは、必ずしも今の日本の田舎の社会では一致しませんよね。

それでこの欠損金があると、そこで資材を高く売って、それで何か充当しましょうという動きになって、相対的に高目になってしまうということが多過ぎると思います。だから、是非、手続的には合法であっても、私がよく言うのは漁業法を守れば勝手放題、魚を捕ってもいいわけです。でも、ここまで来ると漁業法は科学的な資源管理の目的もなく、または欠落していて、これはできたときは適法、いい法律であったとしても、現在では問題が多い法律だと思っています。

だから、何かの手続が必ずしもそのプロセスを踏んでいるからそこですべてが結構ですということにはなりません。それを見てやらないと。特に漁業協同組合の一般の組合員は弱者ですから、是非、現場に行って調査をすとか。どこがいいか教えます。

○太田課長 是非、行ってみたいと思いますので、お教えいただきたい。

○小松専門委員 是非、お願いします。

○太田課長 それから、信用事業の情報、事業別の信用事業といいますか、信用事業のみならず、すべての事業の情報開示ということでございますけれども、まず、業務報告書に詳細な情報を記載して、総会に提出して、すべての事業の事業内収入、事業外収入を含めて、情報が開示されることになっております。

これらを水産庁の方で取りまとめた「水産業協同組合統計」がありますけれども、そこでは具体的な内訳までいろいろ、さまざまであることから集計はしておりませんで、そこまでのものは示せない状態になっております。

それから、収益還元、再配分、還元収益ということにつきましては、具体的なところが何なのかというようなところはありますけれども、法律に基づきまして純資産から出資総額、資本準備金、利益準備金等を控除した額を限度として、剰余金の配当を行うことができるようになっておりますので、通常であればその法律に基づいて適法に配当ということが行われているのではないかと考えております。

それから、員外取引の実態につきましては、金融サービス、金融、信用事業を行う漁協はディスクロをつくることになっておりますので、その員外者の利用実態はディスクロ誌などで公表されているところでございます。

○小松専門委員 その他、事業外収入、これがやはり漁協の場合は大き過ぎるわけです。ここのお尋ねの系統金融からの再配分は組合長経験者などから聞きますと、信漁連の方が利益を出してきます。

それで配当があったものを経理条項、それぞれの事業部門ごとに割り振って、その他事業収入としたことがあるということを書いていたので、そういうことを想定して質問の中には入れています。

そのほか、雑収入などは後で出てきますけれども、これはやはり補償金の問題とか、海砂利のものとか、これは結構膨大にあるところはあるわけです。それを想定して言っています。

○太田課長 次、自己資本比率でございまして。信用事業のほか、各種事業を行う総合事業体である漁協につきまして、信用事業で損失が起きた場合の支払原資は経営全体の資産が供されることとなりますので、自己資本比率は全事業でやるのが適正であるということで、信用事業だけの自己資本比率は意味がないということで算出はしておりません。

○小松専門委員 我々が言うのは、銀行ならもう銀行で完結しているわけです。だから、やはり同じようにきちっとその信用事業で見る部分は見れるようにしておいて、あとは経済事業も入れて全体で見えるようにしておくべきではないですかということなので、これは試算でいいですから、やはりやってもらいたいですね。

○尾添室長 小松委員が言われることは、意見として1つはあると思いますけど、最終的にはすべての資産、つまり信用事業が仮に悪いといっても、経済事業資産、資本とかそういうところで相対的に全部で処理することになります。

○小松専門委員 尾添室長のおっしゃるように「相対的に全部で処理する」というやり方は分かります。けれども、信用事業としてやはりちゃんとやっているのか、やっていないのか、そこがどこからか補填されているのか、むしろ信用事業がほかに対して、さっきの話ではないけれど、もうかったときに配ってあげているとか、ほかの事業部門を助けてあげているとか、そういうこともあるから、この自己資本比率はそれが長年の結果として体现されるわけです。そこを見せてくださいと言っているわけです。皆さん、預金者、投資者としては、やはりそこに大いに関心があるわけです。

○尾添室長 預金者の立場として見たときには、もしある程度、知識を持っている人なら、

ここの漁協は自己資本比率が幾らかというところだけが一番重要で、信用事業についての自己資本比率、あるいは経済事業とか、興味を持つ人は余りいないのではないかと思います。

○小松専門委員 興味を持つか持たないかは別にして、やはりこれからは特に外の人たちに対しては、その必要な情報をすべて与えるというのが必要なことであって、そんなに難しい話ではないでしょう。

○尾添室長 それは資本とか固定資産をその信用事業だけに使う、あるいは経済事業に使うという分け方をもととしていない部分があります。

○小松専門委員 だから、それは前近代的、封建的です。

○尾添室長 といいますか。

○小松専門委員 それは一般の会計原則でも何でもいいから、比率法でやるのか、案分法でやるのか、計算方法はいっぱいあるでしょう。そこに付してこういう計算方法でやりましたとやればいいでしょう。

何なら私がやりましょうか。MBAを持っているから。あなた方から情報をもらって、試算の案分はこの漁協ではこんな風になりましたと説明すれば良い。

それで「小松委員試算」で出す。それでどうですか。とにかく、やってください。

○尾添室長 小松委員はおっしゃいますけど、私も検査を通じていろいろ信用事業とかそういう勉強をしましたが。

○小松専門委員 だから、なあなあが過ぎるのです。

○尾添室長 必要ありません。

○小松専門委員 必要はあります。こんな税金投入をして欠損ばかり出して、挙げ句の果てに今度は上部団体が欠損を出してそこに資本補填金を出す。そういうことをしているのですから、それは必要があります。

○尾添室長 欠損を出しているところは、信用事業と一緒に併せてやっている漁協については非常に少ないと思います。そこは十分な対応を行うことにしています。

○小松専門委員 だからこそ、信用事業についても知る必要があります。。

○尾添室長 そうでしょうけど、一番必要なものはここの漁協で自己資本比率は幾つかというところが一番です。

○小松専門委員 尾添さん、幾ら言っても情報を出さないと、あなたの説明が正しいのか、正しくないのかもだれもわかりません。やりなさい。

○尾添室長 そこは、私にはできません。

○小松専門委員 こんな答弁、世の中で通用しませんよ。あなたの言っていることはもう時代遅れです。

○尾添室長 時代遅れとは思いませんが。

○小松専門委員 私は思います。漁業界、こんなことをやっていたら、だれも相手にしなくなりますよ。

○太田課長 次は員外利用制限のことです。員外利用制限は漁協の目的・性格に反しない限りにおいてやれるということになっております。現在、活魚流通や宅配便による産地直送、こういった直接販売、直接販売をするような取組みがございまして、それが組合員の利用分量の2倍というところまでされております。

こういったものにつきましては、適正かつ効率的な運営が確保されなければ、漁協の運営に悪影響をもたらすことも懸念をされておりますので、十分、よく検討をした上で身の丈に合った運用を実施するように都道府県を通じて指導することとしたところでございます。

○小松専門委員 2番の当該雑収入の具体的な細分化については、これは去年の末のプロセスの中では私の方から。

員外利用についてはもう特にありません。オの方に、会計処理の方に行ってください。

○太田課長 まず、指導事業賦課金でございますけれども、漁協の業務報告書におきまして具体的にその指導事業賦課金収入の指導事業収入として、指導事業賦課金収入のほかに教育情報資金、受入漁業料、指導事業補助金・助成金などが記載されて、また支出として同じように繁殖保護であるとか漁場管理費等々を区分して記載するというところになっております。業務報告書は総会で組合員に対しまして示されて、承認を得ているというものでございます。

それから、雑収入につきましては受取利息、受取出資配当、受入補助金、こういう6科目、事業外収益については6科目と雑収入という科目に区分されているところでございまして、これらにつきましては記載上の注意として損益を明らかにするため、必要があるというときは科目を細分化して適切な名称を付けて記載するというようにしております。

これら、損益の状態を明らかにするために具体的なこの細分化ということにつきましては、個々の漁協によって重要性の観点がそれぞれ違ってくると思いますので、適切な名称を付して記載するというところで細分化するように、都道府県を通じて指導をしたいと考えております。

3につきましては先ほどと同様のことでございます。

○小松専門委員 さっき、ちょっと言いかけた2番の雑については去年のプロセスでも申し上げて、具体的にやるときにはやりますからということで、それ以上は言わなかったのですが、やはり補償金とか砂利採取とか、こういうものをきちっと明示した上で出してくださいということで口頭で合意しているはずなので、そこは明示してやっておいってください。

○太田課長 次は漁協における経営改善のための指導体制の充実、それから公認会計士などの外部監査体制ということでございます。

まず、指導体制につきましては全漁連を中心とする取組みとして、直近2年の剰余金から試算すれば、その解消に10年以上を要するなど、特に経営状態の悪い漁協を「要改善JF」として、経営改善計画を策定させるなどの取組みを集中的に行っているところでござ

います。

国としても、いろいろな予算措置を含めて措置を講じて、都道府県に対しても指導をしているところでございます。

それから、外部監査体制につきましては第3次答申のとおり、公認会計士の活用など、第三者性と独立性を踏まえた監査体制の充実を図ることを適切だと考えております。

○小松専門委員 去年、よく踏み込んで書いてもらったわけですが、我々はあくまで、やはり漁協、全漁連の監査士による監査では不十分だということから、公認会計士が直接監査をするようにということを言っていますので、その点をまたここできちっと申し添えておきます。

「公認会計士の活用など、第三者性と独立性を踏まえた監査体制の充実」は、我々からすればそういう意味ですよということでございます。

○澤野参考人 ちなみに「要改善JF」は何件あって、そこで抱えている欠損金は幾らですか。

○尾添室長 約100の漁協と言っております。金額的には欠損金全体の7割でしたか、明確に覚えておりません。

○小松専門委員 では、それも後でいただいて。では、次に最後です。

○太田課長 漁協の責任ある業務執行体制と常勤理事の職務専念等の確保のためでございます。まず、それにつきましては理事の責任が明確な業務体制の確立が必要でありますので、理事のうち少なくとも1名は常勤とするように都道府県を通じて指導することとしたところでございます。

それから、その理事の資質として「会計、財務、人事等を掌握する能力がある者」ということでございます。これにつきましては、模範定款例におきまして「組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者でなければならない」という規定を盛り込んで指導をすることとしているところでございます。

○小松専門委員 この模範定款例に入っているのはこの鉤括弧のところだけですか。これが、この3行にわたる文章が入っていると。こんなことですか。

○太田課長 そうです。これは銀行法などでも使われている用語で。

○小松専門委員 なるほど。もうちょっと各論があるといいですね。経営の知識とか販売の知識とか、それこそ人事に関する知識とか、経営組織と外部とのつながりについても幅広く知識を有する者とか。

私も昨日もあるところの組合長とずっとしゃべっていましたが、5時間ぐらいしゃべっていましたがけれども、すごく開明的な組合長で話も合うのですが、そういう人は少ないですね。

そんなことなので、やはりもっと広くあまねく漁協自身が近代組織になり、その長が近代的な、過去の経験と知識を持った人になる必要があるのではないかと思うのです。だから、このタイトルで言うのはいかななものか、兼業だけの話ではないだろうと思いますが、

そのことだけ申し上げて最後のコメントといたします。

何かありますか。

○澤野参考人 最後、理事の資質ということですが、ここに改善指導の実例はありますか。

「不十分と認める漁協には定款違反として改善指導をするよう」、これはまだ指導をしているところということで、そういう指導が下った。

○太田課長 そう指導をするように都道府県に指導をしているところですか。

○澤野参考人 指導したということですね。要はこれから。

○太田課長 これからということですか。

○澤野参考人 その人が適正かどうかチェックをするような仕組みができたということですね。

○小松専門委員 70歳、80歳でもやっていますからね。

漁協の組織運営等に必要な知識などを有しているか否か、チェックをしてみてください。

○尾添室長 これから行政庁の方でチェックされるということですか。

○小松専門委員 ありがとうございます。それで冒頭も申し上げたとおり、うちの方で8月7日には、今日の質問で全部出尽くしているわけではありませんので、7日までは全項目にわたって必要な部分についてもう一回、今日、お願いしたこと、質問事項、それからプラスアルファを入れて、そちらの方にお渡ししたいと思っています。

それについての回答を、今回のようにずるずる延びることのないように、原則的に、守っていただきたいのですが、お盆は休みたいでしょうから、お盆明けの大体8月18日、19日ぐらいにいただければと思います。

○太田課長 それだとお盆は休めないではないですか。

○小松専門委員 休めますよ。

○尾添室長 1つ、厳しい話があって、自己資本比率の件、忘れずに。

○小松専門委員 だから、もうちょっと日数が欲しいなら、あと1日、2日ぐらいは。それはよろしいかと思います。

そんなところでしょうか。では、8月20日ぐらいまでですか。

○尾添室長 内容によりまして。

○小松専門委員 でも、今、言ったようなことですよ。○事務局 わかりました。それでは、お忙しいところ、どうもありがとうございました。

○小松専門委員 ありがとうございます。